

情 報 公 開 制 度 及 び 個人情報保護制度の運用状況

令 和 6 年 度

(2024 年度)

枚 方 市

目 次

I. 情報公開制度の運用状況

1. 保有情報公開の請求	1
(1) 処理状況	1
(2) 実施機関別請求状況	2
(3) 部分公開及び存否応答拒否の適用条項	3
(4) 請求者の内訳	3
2. 請求権のないものからの保有情報公開の申出	4
(1) 処理状況	4
(2) 実施機関別申出状況	5

II. 個人情報保護制度の運用状況

1. 保有個人情報開示等の請求	6
(1) 処理状況	6
(2) 実施機関別請求状況	7
(3) 部分開示等、全部不開示等及び存否応答拒否の適用条項	8
2. 個人情報ファイル	9
3. 個人情報の目的外利用等	9

III. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員	30
2. 審議会開催状況	31

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員	32
2. 審査をした審査請求の処理状況	32
3. 審査会開催状況	33

参考資料

1. 保有情報公開の請求の内容等	39
2. 保有情報公開の申出の内容等	64
3. 保有個人情報開示等の請求の内容等	87
4. 審議会への諮問及び答申の内容等	108
5. 審査会答申	109

I．情報公開制度の運用状況

1．保有情報公開の請求

(1) 処理状況

保有情報公開請求は、171件ありました。

保有情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が47件、部分公開が67件、存否応答拒否が1件、不存在が52件、取下げが4件でした。

表1 保有情報公開請求処理状況

区 分		令和6年度 (2024年度)	令和5年度 (2023年度)
請 求 者 数		103	108
請 求 件 数		171件	185件
処 理 状 況	全 部 公 開	47件	50件
	部 分 公 開	67件	78件
	全部非公開	—	2件
	存 否 応 答 拒 否	1件	—
	不 存 在	52件	48件
	取 下 げ	4件	7件
審 査 請 求		9件	8件

※請求者数は延べ人数です。

※令和6年度（2024年度）の公開請求に対して決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和6年度（2024年度）の公開請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
（令和7年（2025年）10月1日現在）

※請求者数の単位は人又は団体です。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが１２８件（土木部４５件、環境部２２件など）、教育委員会に対するものが１９件、選挙管理委員会に対するものが１件、公平委員会に対するものが１件、監査委員に対するものが１件、農業委員会に対するものが１件、固定資産評価審査委員会に対するものが３件、上下水道事業管理者に対するものが１２件、病院事業管理者に対するものが４件、議会の議長に対するものが１件でした。

表2 実施機関別請求件数

(单位:件)

実 施 機 関 名		請 求 件 数	処 理 状 況					
			全部 公開	部分 公開	全部 非公開	存否応答 拒否	不存在	取下げ
市	危機管理部	—	—	—	—	—	—	—
	市長公室	4	1	3	—	—	—	—
	総合政策部	—	—	—	—	—	—	—
	市駅周辺まち活性化部	7	2	3	—	—	2	—
	市民生活部	4	2	1	—	—	1	—
	総務部	7	3	4	—	—	—	—
	観光にぎわい部	12	5	4	—	—	3	—
	健康福祉部	5	2	3	—	—	—	—
	子ども未来部	7	—	7	—	—	—	—
	環境部	22	3	7	—	—	10	2
<u>長</u>	都市整備部	15	6	9	—	—	—	—
	土木部	45	5	16	—	—	24	—
	会計課	—	—	—	—	—	—	—
小 計		128	29	57	—	—	40	2
委員 会育	総合教育部	4	3	—	—	—	1	—
	学校教育部	15	9	3	—	—	3	—
	中央図書館	—	—	—	—	—	—	—
小 計		19	12	3	—	—	4	—
選挙管理委員会		1	—	—	—	—	1	—
公平委員会		1	—	—	—	—	1	—
監査委員		1	—	—	—	—	1	—
農業委員会		1	—	—	—	—	1	—
固定資産評価審査委員会		3	—	—	—	1	—	2
上下水道事業管理者		12	3	7	—	—	2	—
病院事業管理者		4	3	—	—	—	1	—
議会の議長		1	—	—	—	—	1	—
合 計		171	47	67	—	1	52	4

(3) 部分公開及び存否応答拒否の適用条項

部分公開及び存否応答拒否と決定したものについて、その理由として適用した条項の内訳は、枚方市情報公開条例第5条第1号が31件、同条第3号が24件、同条第6号が4件、同条第7号が29件でした。

表3 部分公開の適用条項

(単位:件)

		令和6年度 (2024年度)	令和5年度 (2023年度)
条例第5条第1号	個人に関する情報	31	41
第2号	法令秘情報	—	1
第3号	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	24	21
第4号	任意提供情報	—	2
第5号	公共安全等に関する情報	—	—
第6号	審議、検討等情報	4	3
第7号	事務又は事業に関する情報	29	41

(注) 1件の決定に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求は103の個人・団体からあり、その内訳は、市内に住所を有する者が83、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が14、市内の事務所又は事業所に勤務する者が4、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものが2でした。

表4 請求者の内訳

(単位:人又は団体)

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和5年度 (2023年度)
市内に住所を有する者	83	89
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	14	13
市内の事務所又は事業所に勤務する者	4	1
市内の学校に在学する者	—	—
市税の納税義務を有する者	—	2
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	2	3
合 計	103	108

2. 請求権のないものからの保有情報公開の申出

(1) 処理状況

保有情報公開申出は、159件ありました。

保有情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が101件、部分公開が43件、不存在が6件、取下げが9件でした。

表5 保有情報公開申出処理状況

区 分		令和6年度 (2024年度)	令和5年度 (2023年度)
申 出 者 数		128	119
申 出 件 数		159件	133件
処 理 状 況	全 部 公 開	101件	75件
	部 分 公 開	43件	43件
	全部非公開	—	—
	存 否 応 答 拒 否	—	—
	不 存 在	6件	4件
	取 下 げ	9件	11件

※申出者数は延べ人数です。

※令和6年度（2024年度）の公開申出に対して回答を行った件数を計上しています。

※申出者数の単位は人又は団体です。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが145件（健康福祉部50件、都市整備部47件など）、教育委員会に対するものが10件、固定資産評価審査委員会に対するものが1件、上下水道事業管理者に対するものが3件でした。

表6 実施機関別申出件数

(単位:件)

実 施 機 関 名		申出件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	全 部 非 公 開	存否応答 拒否	不 存 在	取 下 げ
市 長	市 長 公 室	4	3	1	—	—	—	—
	市 民 生 活 部	10	7	1	—	—	1	1
	市駅周辺まち活性化部	1	—	1	—	—	—	—
	総 務 部	10	3	3	—	—	3	1
	観 光 に ぎ わ い 部	3	2	1	—	—	—	—
	健 康 福 祉 部	50	27	21	—	—	—	2
	子 ど も 未 来 部	4	2	2	—	—	—	—
	環 境 部	10	3	4	—	—	2	1
	都 市 整 備 部	47	45	—	—	—	—	2
	土 木 部	6	4	1	—	—	—	1
小 計		145	96	35	—	—	6	8
委 教 員 会 会 育	総 合 教 育 部	4	2	2	—	—	—	—
	学 校 教 育 部	5	3	1	—	—	—	1
	中 央 図 書 館	1	—	1	—	—	—	—
	小 計	10	5	4	—	—	—	1
固定資産評価審査委員会		1	—	1	—	—	—	—
上下水道事業管理者		3	—	3	—	—	—	—
合 計		159	101	43	—	—	6	9

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況

1．保有個人情報開示等の請求

(1) 処理状況

保有個人情報開示等請求は141件あり、開示請求が140件、訂正請求が1件でした。利用停止請求はありませんでした。

保有個人情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が45件、部分開示が58件、全部不開示が4件、存否応答拒否が1件、不存在が28件、取下げが4件でした。

表7 保有個人情報開示等請求処理状況

区 分		令和6年度 (2024年度)		令和5年度 (2023年度)	
		保有個人情報 開示請求	保有個人情報 訂正請求	保有個人情報 開示請求	保有個人情報 訂正請求
請 求 者 数		107人	1人	81人	1人
請 求 件 数		140件	1件	102件	1件
処 理 状 況	全部開示等	45件	—	39件	—
	部分開示等	58件	—	42件	—
	全 部 不 開 示 等	4件	1件	—	1件
	存 否 応 答 拒 否	1件	—	—	—
	不 存 在	28件	—	19件	—
	取 下 げ	4件	—	2件	—
審 査 請 求		1件	—	4件	—

※保有個人情報の利用停止請求は省略しています。

※請求者数は延べ人数です。

※令和6年度(2024年度)の開示等請求に対する決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和6年度(2024年度)の開示等請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
(令和7年(2025年)10月1日現在)

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが125件（市民生活部80件、子ども未来部20件など）、教育委員会に対するものが15件、固定資産評価審査委員会に対するものが1件でした。

表8 実施機関別請求件数

(単位：件)

		請 件 数	処 理 状 況					
			全部 開示等	部分 開示等	全部 不開示等	存否応答 拒否	不 存 在	取 下 げ
市 長	市 長 公 室	9	9	—	—	—	—	—
	市 民 生 活 部	80	12	43	4	—	20	1
	総 務 部	1	—	1	—	—	—	—
	健 康 福 祉 部	12	6	3	—	—	2	1
	子 ど も 未 来 部	20	12	7	—	1	—	—
	都 市 整 備 部	3	2	—	—	—	—	1
	小 計	125	41	54	4	1	22	3
委 教 員 会 育 会	総 合 教 育 部	1	—	—	—	—	1	—
	学 校 教 育 部	14	4	3	1	—	5	1
	小 計	15	4	3	1	—	6	1
固定資産評価審査委員会		1	—	1	—	—	—	—
合 計		141	45	58	5	1	28	4

(注) 請求のあった実施機関（部）のみ掲載しています。

(3) 部分開示等、全部不開示等及び存否応答拒否の適用条項

部分開示等、全部不開示等及び存否応答拒否と決定したものについて、その理由として適用した条項の内訳は、個人情報保護に関する法律第78条第1項第1号が6件、同項第2号が39件、同項第3号が41件、同項第6号が4件、同項第7号が13件、同法第77条第2項が2件でした。

表9 部分開示等、全部不開示等及び存否応答拒否の適用条項

(単位：件)

		令和6年度 (2024年度)	令和5年度 (2023年度)
法第78条第1項 第1号	開示請求者に関する情報	6	—
第2号	開示請求者以外の個人に関する情報	39	30
第3号	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	41	28
第4号	国の安全等に関する情報	—	—
第5号	公共の安全等に関する情報	—	—
第6号	審議、検討等情報	4	—
第7号	事務又は事業に関する情報	13	8
法第77条第2項	保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類の未提示又は未提出	2	—

(注) 1件の決定に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

2. 個人情報ファイル

令和7年（2025年）3月31日までの届出に基づく各実施機関の個人情報ファイルの保有状況は、411件となっています。

実施機関別の届出状況は、市長が348件（健康福祉部108件、市民生活部79件など）、教育委員会が28件、選挙管理委員会が7件、上下水道事業管理者が27件、病院事業管理者が1件です。

表10 実施機関別届出件数（令和7年（2025年）3月31日現在、単位：件）

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名		届 出 件 数
市	危 機 管 理 部	4	選 挙 管 理 委 員 会		7
	市 長 公 室	19	監 査 委 員		—
	総 合 政 策 部	3	農 業 委 員 会		—
	市 駅 周 辺 ま ち 活 性 化 部	1	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
	市 民 生 活 部	79	上 下 水 道 事 業 管 理 者		27
	総 務 部	13			
	観 光 に ぎ わ い 部	10			
	健 康 福 祉 部	108	病 院 事 業 管 理 者		1
	子 ども 未 来 部	24	議 会 の 議 長		—
	環 境 部	39			
	都 市 整 備 部	37			
	土 木 部	11			
	会 計 課	—			
	小 計	348	合 計		411
教 育 委 員 会	総 合 教 育 部	2			
	学 校 教 育 部	26			
	小 計	28			

3. 個人情報の目的外利用等

個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号の規定による保有個人情報の目的外利用又は同項第3号の規定による他の実施機関からの提供を受けて行った目的外利用は107件で、実施機関内（市長、教育委員会及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

また、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号又は同項第4号の規定による保有個人情報の実施機関以外の者への外部提供は1件でした。

表11-1 目的外利用等の状況

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
1	議事調査課	点字・録音版の議会報を 読者に送付するため	氏名、住所	令和6年5月1日から 令和7年3月31日まで	広報プロモーション課	点字・録音広報読者名 簿
2	危機管理対策推進課	消防関連業務(火災現場 等の住居者確認に必要 なため)	個人カナ氏名、性別、生年月日、続 柄、郵便番号、現住所	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
3	人権政策課	第4次男女共同参画計画 策定に係る市民アンケート (無作為抽出)実施のため	氏名、性別、生年月日、郵便番号、現 住所	令和6年10月29日から 令和7年1月31日まで	市民課	住民基本台帳
4	市民生活政策課	旅券交付事務に係る住民 登録の確認のため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、 生年月日、続柄、郵便番号、現住所、 前住所、転入前住所、転入世帯主漢 字氏名、異動日、異動事由、住民届出 日、住民日、住定届出日、住定日、住 定事由、転出地住所、減届出日、減異 動事由、減異動日、世帯内順序、在留 資格、在留期間等、在留期間等の満 了日、外国人住民日、在留カード等番 号、国籍等、特別永住者証交付予定 期間、特別永住者証交付日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
5	医療助成・児童手当課	DV等支援措置対象者に ついて、現住所の漏えい 防止等、個人情報の保護 を図るため	支援措置申出者の氏名、生年月日、 住所、同時に支援を求める人の氏名、 生年月日、住所、申出者との関係、受 付日、支援措置期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	DV等支援措置申出者 情報
6	保険年金課	郵送戻りとなった被保険 者証・保険料決定通知書 の居住の実態調査(居所 不明者の認定)	氏名、生年月日、性別、住所	令和6年10月29日から 令和7年3月31日まで	上下水道財務課	上下水道料金管理シ ステム
7	保険年金課	20歳到達による特別児 童扶養手当資格喪失者 に対し、障害基礎年金の 請求案内を送付するため	証書番号、受給者氏名、対象児童名、 生年月日、住所、手帳等級、支給区分	令和6年4月19日から 令和7年3月31日まで	医療助成・児童手当課	特別児童扶養手当情 報ファイル

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
8	保険年金課	介護保険の資格管理、保険料の賦課事務	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、在留資格、在留期間等、外国人住民日、在留期間等の満了日、在留カード等の番号、国籍等、特別永住者証交付予定期間、特別永住者証交付日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
9	保険年金課	国民健康保険業務における世帯構成等の確認事項等	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日、国籍等	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
10	保険年金課	国民年金事務 国民年金第1号被保険者の資格取得審査	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日、外国人住民日、在留カード等の番号、国籍等	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
11	保険年金課	後期高齢者医療の資格 管理、給付管理、保険料 の賦課事務	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、 生年月日、続柄、届出日、郵便番号、 現住所、前住所、転入前住所、転入世 帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住 民届出日、住民日、住定届出日、住定 日、住定事由、転出地住所、減届出 日、減異動事由、減異動日、世帯内順 序、在留資格、在留期間等、外国人住 民日、在留期間等の満了日、在留カー ド等の番号、国籍等、特別永住者証交 付予定期間、特別永住者証交付日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
12	保険年金課	適正な介護保険の資格 管理、保険料の賦課事務	カナ氏名、生年月日、性別、住所、生 活扶助、保護の開始日・廃止日・停止 日・停止解除日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護ケースファイ ル、支援給付ケース ファイル、生活保護シ ステムファイル、支援 給付システムファイル
13	保険年金課	適正な後期高齢者医療 の資格及び給付管理、保 険料の賦課事務	カナ氏名、生年月日、性別、住所、生 活扶助、保護の開始日・廃止日・停止 日・停止解除日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護ケースファイ ル、支援給付ケース ファイル、生活保護シ ステムファイル、支援 給付システムファイル
14	保険納付課	DV等支援措置者につい て、現住所の漏えい防止 等、個人情報の保護を図 るため	支援措置申出者の氏名、生年月日、 住所、同時に支援を求める人の氏名、 生年月日、住所、申出者との関係、受 付日、支援措置期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	DV等支援措置申出者 情報
15	納税課	DV等支援措置対象者につ いて、現住所の漏えい 防止等、個人情報の保護 を図るため	支援措置申出者の氏名、生年月日、 住所、同時に支援を求める人の氏名、 生年月日、住所、申出者との関係、受 付日、支援措置期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	DV等支援措置申出者 情報
16	総務管理課	各種統計調査事務、及び 調査員の表彰などに関す る確認に使用するため	氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番 号、現住所、届出日、前住所、転入前 住所、転入世帯主氏名、異動日、異動 事由、住民届出日、住民日、住定日、 住定届出日、住定事由、転出地住所、 減届出日、減異動事由、減異動日、世 帯内順序、再転入フラグ、外国人住民 日、国籍等	令和6年4月4から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
17	健康福祉政策課	ひらかたポイント制度の 利用者管理、ポイント付 与等を行うため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、 生年月日、届出日、郵便番号、現住 所、前住所、転入前住所、転入前住所	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
18	健康福祉政策課	民生委員・児童委員の委 嘱及び表彰に関する事務 に使用するため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、 生年月日、続柄、郵便番号、現住所、 住民届出日、住民日、住定届出日、住 定日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
19	健康福祉政策課	特別弔慰金及び特別給 付金の受給権者の現況 等を確認するため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、 生年月日、続柄、届出日、郵便番号、 現住所、前住所、転入前住所、転入世 帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住 民届出日、住民日、住定届出日、住定 日、住定事由、転出地住所、減届出 日、減異動事由、減異動日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
20	健康福祉政策課	脳の健康度測定事業に おいて、測定対象者に対 し測定に必要な利用券等 を送付するため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、 生年月日、続柄、届出日、郵便番号、 現住所、前住所、転入前住所、転入世 帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住 民届出日、住民日、住定届出日、住定 日、住定事由、転出地住所、減届出 日、減異動事由、減異動日、世帯内順 序、外国人住民日	令和6年11月26日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
21	健康福祉政策課	避難行動要支援者名簿 の作成及び管理事務の ため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、 生年月日、続柄、郵便番号、現住所、 住民届出日、住民日、住定届出日、住 定日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
22	健康福祉政策課	骨髄バンクドナー助成金 申込者の住所確認のた め	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、 生年月日、届出日、郵便番号、現住 所、前住所、転入前住所、転入前住所	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
23	健康福祉政策課	高齢者福祉施策の対象者の資格取得、資格異動等の把握	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日世帯内順序、入力地、外国人住民日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
24	健康福祉総合相談課	高齢者福祉施策(福祉タクシー基本料金助成事業・介護用品支給事業等)の対象者の資格取得、資格異動等、認定情報等の把握が必要であるため	基本情報、資格情報、受給情報、給付情報、宛名情報、認定情報	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	介護認定給付課	介護保険システム情報ファイル
25	健康福祉総合相談課	高齢者福祉施策(福祉タクシー基本料金助成事業等)の対象者の資格取得、資格異動等の把握が必要であるため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、外国人住民日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳(異動変動)ファイル、住民基本台帳(最新)ファイル、住民基本台帳(全件)ファイル
26	健康福祉総合相談課	高齢者権利擁護事務・総合相談対応事務・高齢者給付事務に使用するため	【各手帳項目】交付日、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、身障手帳番号、身障手帳種別、身障手帳等級、交付日、返還日、障害等級、障害認定日、障害内容、等級、療育手帳判定 【精神医療項目】新規申請日、申請受理日、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、有効期間(自)、有効期間(至)、医療機関、所得区分 【支援関係項目】申請日、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、障害の種類、障害区分、主たる障害区分、決定日、変更日、廃止日、支給開始日、支給終了日、有効開始日、有効終了日、事業者番号、事業者名、サービス種類名	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	障害企画課 障害支援課	障害児通所給付費等関係ファイル、身体障害者手帳交付関係ファイル、障害者情報ファイル(身体障害者福祉法)、精神障害者保健福祉手帳ファイル、障害者情報ファイル(知的障害者福祉法)、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当関係ファイル、障害者自立支援給付関係ファイル

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
27	健康づくり課	健康増進事業実施のため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、外国人住民日、在留カード等の番号、国籍	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
28	健康づくり課	住民健康診査の円滑な実施のため(生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の健康診査の実施およびフォローを円滑に実施するため)	氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、住民健康診査受診後のフォロー状況	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護ケースファイル、中国残留邦人等支援給付システムファイル
29	障害支援課	障害福祉サービスに係る業務に必要なため	異動日、届出日、個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動事由、住民届出日、住定届出日、住民日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、外国人住民日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
30	障害支援課	障害福祉サービスの決定、利用者の自己負担額の決定及び受給資格の有無を確認し業務の効率化を図るため	氏名、生年月日、性別、住所、保護開始日、保護廃止日、保護停止日、保護停止解除日、公的扶助	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護ケースファイル
31	障害支援課	障害福祉サービスの決定、利用者の自己負担額の決定及び受給資格の有無を確認し業務の効率化を図るため	氏名、住所、生年月日、性別、所得・控除の内訳、扶養状況、課税標準額の内訳	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民税課	個人基本、課税台帳、給与支払報告書綴、市・府民税申告書

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
32	保健医療課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条3までの規定による申請通報又は届出があったものについての調査を行うため	枚方市国民健康保険加入の有無（世帯主氏名・生年月日・住所）	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	保険年金課	国保資格マスターファイル(個人・世帯)、国保収納マスターファイル
33	保健医療課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条3までの規定による申請通報又は届出があったものについての調査を行うため	生活保護受給の有無(被保護者氏名・生年月日・住所・医療扶助の適用状況)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	ケースファイル
34	保健医療課	・自動車税減免申請に係る生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認のため ・精神保健福祉法第22条から第26条3までの規定による申請通報又は届出があったものについての調査を行うため	精神保健福祉手帳所持の有無、精神保健福祉手帳の内容(等級、有効期限、更新手続の有無)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	障害支援課	精神障害者保健福祉手帳事務連絡等綴
35	保健医療課	・自動車税減免申請に係る生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認のため ・精神保健福祉法第22条から第26条3までの規定による申請通報又は届出があったものについての調査を行うため	自立支援医療(精神通院)受給の有無、自立支援医療(精神通院)受給の内容(有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	障害支援課	自立支援医療(精神通院)事務連絡綴、自立支援医療(精神通院)進達綴

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
36	保健予防課	予防接種事業に必要なため	個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日、外国人住民日、在留カード等の番号、国籍等、個人カナ氏名	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
37	保健予防課	特定医療費(指定難病)受給者証の更新申請受付業務に必要なため	資格情報: 【国民健康保険の場合】 記号・番号、適用開始年月日、世帯主氏名、有効期限 【後期高齢者医療の場合】 被保険者番号、資格取得年月日、有効期限	令和6年8月19日から 令和7年3月31日まで	保険年金課	後期高齢者医療ファイル、国民健康保険情報ファイル
38	子ども青少年政策課	新成人啓発ハガキの送付に係る対象者の抽出のため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、生年月日、郵便番号、現住所	令和7年3月5日から 令和7年3月17日まで	市民課	住民基本台帳
39	私立保育幼稚園課	保育所体験事業及び枚方版ブックスタート事業において、対象者への事業案内通知を行うため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
40	私立保育幼稚園課	病児保育事業において、減免対象者の該当判定に、保育料の階層区分を確認するため	児童氏名、生年月日、保護者氏名、住所、事業所名、利用期間、公定価格、支給認定区分、負担区分、利用者負担額、請求額	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	保育幼稚園入園課	保育児童台帳
41	私立保育幼稚園課	福祉行政報告例の回答における児童福祉施設入所者のうち、特別児童扶養手当受給児童数の確認のため	証書番号、受給者氏名、請求年月日、府受付年月日、支給区分、等級、有効年月	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療助成・児童手当課	特別児童扶養手当台帳ファイル

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
42	公立保育幼稚園課	保育料無償化に伴う公立 保育所給食費及び公立 幼稚園預かり保育料の徴 収事務を行うため	生年月日、郵便番号、続柄、届出日、 現住所、性別、個人カナ氏名、個人漢 字氏名、世帯主漢字氏名、異動日、前 住所、転入前住所、転入異動事由、住 民届出日、住民日、住定届出日、住定 日、住定事由、転出地住所、減届出 日、減異動事由、減異動日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
43	保育幼稚園入園課	DV等支援措置対象者に ついて、現住所の漏えい 防止等、個人情報の保護 を図るため	支援措置申出者の氏名、生年月日、 住所、同時に支援を求める人の氏名、 生年月日、住所、申出者との関係、受 付日、支援措置期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	DV等支援措置申出者 情報
44	まるっとこどもセンター	児童及び養育者を支援す るにあたり、予防接種状 況を確認するため	予防接種情報に係る項目(予防接種 種類、接種日、接種日年齢、履歴、接 種状況、接種場所、ロットNo、定期区 分、他市)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	保健予防課	健康管理システムファ イル
45	まるっとこどもセンター	乳幼児健診未受診児の 状況把握のため	①保育所在籍状況、認定こども園の在 籍状況 ②氏名(漢字・カナ)、住所、生年月日、 所属幼稚園・認可外保育施設名、認可 外認定開始日、認定終了日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	保育幼稚園入園課	①子ども子育て支援シ ステム 保育所利用状 況 ②幼稚園・認可外保育 施設の利用状況
46	まるっとこどもセンター	乳幼児健診未受診児の 状況把握のため	各医療の受給者に対する医療費助成 状況	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療助成・児童手当課	医療助成事務支援シ ステム、「子ども医療費 助成」「ひとり親家庭医 療費助成」「重度障害 者医療費助成」の各給 付ファイル
47	まるっとこどもセンター	「枚方市産後ケア事業」及 び「低所得の妊婦等に対 する初回産科受診料補助 事業」の実施のため	市・府民税の課税額	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民税課	個人基本、世帯員一 覧、課税台帳
48	まるっとこどもセンター	・枚方市産後ケア事業実 施時における利用料の減 免事務のため	氏名、氏名かな、性別、生年月日、住 所	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護システムファ イル

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
49	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、生年月日、続柄、性別、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日、外国人住民日、在留カード等の番号、国籍等	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
50	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	氏名、住所、生年月日、性別、同居別、当初支給開始年月、支給開始年月(管轄内)、現況届最終提出年度、該当事由、非該当年月、非該当事由、差止事由、差止年月	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療助成・児童手当課	児童扶養手当システムファイル
51	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	(宛名情報) カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、郵便番号、都道府県名、市区町村名、住所、地番 (資格情報) 事業、世帯現況、資格該当事由、資格該当年月日、資格喪失事由、資格喪失年月日、資格満了年月日、別居監護、資格要件、開始年月日、終了年月日、資格認定、資格停止事由、保険種別、保険者名 (助成情報) 事業、医療機関名称、点数表区分、入外区分、診療年月、診療日数	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療助成・児童手当課	医療助成システムファイル
52	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、国籍、就学校正式名、実学年、学年、転入学区分、入学/転入学日、転退学区分、卒業/転学日、卒業小学校、前学校コード、次学校コード、就学援助情報、支援学級フラグ、保護者(氏名、生年月日、性別)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	学校支援課	学事システムファイル
53	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	氏名、住所、生年月日、性別、医療機関名、有効期間、疾病名、副疾病名	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	保健予防課	小児慢性特定疾病システム

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
54	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	氏名、住所、生年月日、性別、出欠状況(登校すべき日数、出席日数、早退日数、遅刻日数、欠席日数、主な欠席理由)、発育状況(身長、体重)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	教育研修課	校務支援システムファイル
55	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	氏名、住所、生年月日、性別、乳幼児健康診査結果情報(健診種類、受診日、総合判定、受診場所、身長、体重、頭囲、胸囲、事後予定)、二次健診受診情報(健診種類、受診日、健診内容、きっかけ、結果、事後予定)、予防接種結果情報、妊婦情報(妊娠届出日、出産予定日、届出週数、多胎の有無、多胎の人数)、出生情報、個別相談情報(種類、個別相談実施日、結果、内容、時期【次回予定】、事後予定)、乳幼児健康相談情報(相談日、実施場所、フォロー方針)、親子教室利用情報、医療的ケア児情報(高度医療、登録日)、対応記録(実施日、対応区分)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	まるっとこどもセンター	母子管理システムファイル
56	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	氏名、住所、生年月日、性別、同居別、該当年月、所得状況届最終提出年度、障害等級、消滅年月日、消滅理由、支援措置(支援日)、住所要件(開始日)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療助成・児童手当課	特別児童扶養手当システムファイル
57	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	カナ氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、扶助費目、保護開始日、保護廃止日、地区名、基準日、生活扶助費(扶助費目)、保護停止日、保護停止解除日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護システムファイル
58	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	氏名、生年月日、性別、住所、利用施設名、小学校名、保護者氏名	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	放課後子ども課	留守家庭児童会システムファイル

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
59	まるっとこどもセンター	子ども見守りシステムとの連携のため	【身体障害者手帳項目】 交付日、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、身障手帳番号、身障手帳種別、身障手帳等級、交付日、返還日、障害等級、障害認定日、障害内容 【精神障害者手帳項目】 交付日、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、交付日、返還日、等級 【療育手帳項目】 交付日、資格状態、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、療育手帳程度、交付日、返還日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	障害企画課	身体障害者手帳関係綴、療育手帳関係綴、精神障害者保健福祉手帳関係綴、自立支援医療(精神通院)事務連絡綴、自立支援医療(精神通院)進達綴、ケースファイル
60	まるっとこどもセンター	母子保健業務の実施のため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、在留カード等の番号、国籍等、外国人住民日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
61	まるっとこどもセンター	助産施設入所措置等事務及び母子生活支援施設入所措置等事務・母子父子寡婦福祉資金貸付事務・ひとり親家庭自立支援給付金支給事務・ひとり親家庭等日常生活支援事業のため	生年月日、続柄、性別、届出日、個人カナ氏名、個人漢字氏名、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
62	まるっとこどもセンター	助産施設入所措置者の 費用負担額の確認のため 母子生活支援施設入所 者の費用負担額の確認 のため ひとり親家庭等日常生活 支援事業に係る利用者負 担額の算定のため	所得の種類及び金額、所得控除の種 類及び金額、市民税所得割額及び均 等割額	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民税課	個人市民税課税台帳
63	まるっとこどもセンター	JR通勤定期割引に係る 特定者資格証明書等の 発行のため ひとり親家庭等日常生活 支援事業に係る利用者負 担額の算定のため	証書番号、受給者氏名、受給者の生 年月日、住所、開始年月日、喪失年月 日、対象児童数	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	年金児童手当課	児童扶養手当資格ファ イル
64	まるっとこどもセンター	助産施設入所措置者の 費用負担額の確認のため 母子生活支援施設入所 者の費用負担額の確認 のため ひとり親家庭等日常生活 支援事業に係る利用者負 担額の算定のため	カナ氏名、生年月日、性別、郵便番 号、住所、扶助費目、保護開始日、保 護廃止日、地区名、基準日、生活扶助 費(扶助費目)、保護停止日、保護停 止解除日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護システムファ イル
65	希釈放流センター	し尿収集世帯の登録に関 わる転入転出の確認のた め	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、 生年月日、続柄、届出日、郵便番号、 現住所、前住所、転入前住所、転入世 帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住 民届出日、住民日、住定届出日、住定 日、住定事由、転出地住所、減届出 日、減異動自由、減異動日、世帯内順 序、外国人住民日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
66	都市計画課	枚方市立地適正化計画 における居住誘導区域内 の人口動態把握のため	住所、生年月日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳情報

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
67	都市計画課	生産緑地地区の追加指定を検討する際、指定にあたり、支障が無いかを確認するために利用するため	土地課税台帳の現況地目、現況における農小屋の有無、固定資産税等の減額措置の手続きの有無、納税者氏名・住所	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	資産税課	土地課税台帳
68	市街地開発課	市街地開発課では、土地区画整理事業など地元権利者が行うまちづくりに対して支援を行っており、土地区画整理事業の施行の準備にあたり、地区の将来的な組合員(土地所有者)を特定し、郵送物などを送付するため	住民票、戸籍謄本、戸籍附票、原戸籍(省略無し)	令和6年9月6日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
69	市街地開発課	市街地開発課では、土地区画整理事業など地元権利者が行うまちづくりに対して支援を行っており、土地区画整理事業の施行の準備にあたり、地区の将来的な組合員(土地所有者)を特定し、郵送物などを送付するため	氏名、住所	令和6年10月8日から 令和7年3月31日まで	資産税課	課税台帳
70	開発調整課	枚方市アスベスト調査台帳整備等に係る業務のため (所有者等へのアンケート調査)	納税義務者の住所及び納税義務者の氏名	令和6年7月12日から 令和7年3月31日まで	資産税課	課税情報(家屋)
71	開発調整課	・開発事業等に関する協議における協議地周辺の物件及び道路形態の確認 ・建築物台帳及び閲覧等書類の整備	枚方市全域の家屋及び地番	令和6年11月14日から 令和7年3月31日まで	資産税課	航空写真データファイル(R6.1.1時点)、地番図データファイル(R6.1.1時点)
72	審査指導課	是正指導の物件確認のため内部調査資料として活用	枚方市全域の家屋が撮影されている航空写真(解像度100%)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	審査指導課	航空写真データ(R6.1.1時点)、地番図データファイル(R6.1.1時点)

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
73	上下水道財務課	下水道事業受益者負担金の請求及び未収金徴収のため	住所、氏名、生年月日、転居年月日及び住所、転出年月日及び住所	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
74	上下水道財務課	水道料金等減免資格の確認のため(介護保険要介護世帯)	要介護状態区分、認定日、有効期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	介護認定給付課	要介護認定情報
75	上下水道財務課	水道料金等減免資格認定のため	合計所得金額、所得の内訳、分離所得、市民税額、府民税額、年税額、専従者控除額、資料番号、控除対象配偶者、扶養人数、専従者区分、専従者人数、年度、徴収区分、非課税区分、賦課氏名カナ	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民税課	市民税業務ファイル (課税台帳、個人基本)
76	上下水道財務課	下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の滞納者の財産調査	合計所得金額、所得の内訳、分離所得、市民税額、府民税額、年税額、専従者控除額、生命保険料控除、控除対象、配偶者、扶養人数、専従者区分、専従者人数、勤務先	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民税課	市民税業務ファイル (課税台帳、個人基本)
77	上下水道財務課	・水道料金等の請求及び還付のため ・水道料金等減免資格認定のため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳(異動変動)ファイル、住民基本台帳(全件)ファイル
78	上下水道財務課	水道料金等減免資格認定のため	証書番号、受給者氏名、住所、停止年月日、停止理由	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療助成・児童手当課	特別児童扶養手当資格喪失届一覧表 特別児童扶養手当支給区分変更者一覧表
79	上下水道財務課	水道料金等減免資格認定のため	証書番号、受給者氏名、住所、喪失年月日、停止理由	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療助成・児童手当課	児童扶養手当資格ファイル
80	上下水道財務課	水道料金等減免資格認定のため	カナ氏名、保護開始日、保護廃止日、保護停止日、保護停止解除日、世帯員氏名、住所、居住地(施設入所先等)、施設等入退所年月日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護DB、生活保護ケースファイル

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
81	上下水道財務課	賦課対象者(受益者)及び賦課対象地の確定と受益者負担金額の算定のため	・土地に係る項目(地番、登記及び現況地目、所有者の氏名、フリガナ、住所、地積、生産緑地、市街化調整区域の指定有無、私道負担部分の有無、特別高圧送電線路線下指定の有無) ・課税状況に係る項目(相続関連、送付先)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	資産税課	土地課税台帳及び固定資産(土地)地番参考図
82	上下水道財務課	水道料金等減免資格の確認のため	対象者氏名、住所、交付日、再交付日、障害の等級、有効期限、喪失年月日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	障害支援課	身体障害者更生指導台帳、療育手帳交付台帳、精神障害者保健福祉手帳事務連絡綴
83	上水道管理課	枚方市水道施設情報管理システムにデータを取り込み、各種業務(断水情報・水理解析・管網計算・基図修正等)に利用するため	使用者番号、使用者カナ氏名、使用者電話番号、使用者住所、業種、メータ番号、メータ口径、訂正水量(なければ今回使用水量。なお、受水槽方式は親水量)、用途、親子情報、戸数	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	上下水道財務課	水栓マスター、使用者マスター、調定マスター
84	上水道管理課	水道管布設用地の借地料算定などのため	物件の所在地(枚方市)、地番、評価額	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	資産税課	土地・家屋課税台帳

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
85	上水道管理課	現在、稼働中の上下水道 施設情報管理システムに おいて、以下の用途で使 用するため ①土地地番による位置情 報検索 ②上下水道の工事設計 における土地配置の確認 ③基図修正における土 地・家屋・道路等の位置 及び形状確認 ④管路のデータ入力にお ける現況確認 ⑤境界確定業務における 基礎資料(現況の把握・ 確認にのみ使用)	解像度100%及び60%相当分の令和6 年航空写真データ(R6.1.1時点)、令和 6年地番図データ(R6.1.1時点)	令和6年5月24日から 令和7年3月31日まで	資産税課	航空写真データファイ ル(解像度100%およ び60%相当分) 地番図データファイル
86	上水道工務課	配水管更新工事等の整 備に係る土地調査関係業 務	個人カナ氏名、個人カナ氏名、現住 所、転入前住所、転入世帯主漢字住 所、生年月日、続柄、住民日、住定 日、世帯主氏名及び生年月日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
87	上水道工務課	配水管更新工事等の整 備に係る土地調査関係業 務	所有者住所、氏名	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	資産税課	令和6年度固定資産税 課税台帳
88	下水道管理課	排水設備計画確認申請 及び未水洗物件等の調 査を行うため	上下水道使用者の住所・氏名、水道 メーター、水栓番号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	上下水道財務課	上下水道料金管理シ ステム
89	下水道管理課	・水洗便所等の普及促進 を図り環境衛生の向上に 資するため ・枚方市水洗便所等改造 資金助成規則に基づいた 補助金の適用に使用する ため ・河川水路の占用許可申 請、更新、徴収に利用す るため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、生年月 日、続柄、届出日、郵便番号、現住 所、前住所、転入前住所、転入世帯主 漢字氏名、異動日、異動事由、住民届 出日、住民日、住定届出日、住定日、 住定事由、転出地住所、減届出日、減 異動事由、減異動日、世帯内順序、外 国人住民日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
90	下水道管理課	公共下水道の供用開始 区域における未水洗家屋 の所有者等の情報を把握し、水洗化の促進を図るため	家屋・所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、所有者の住所・氏名	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	資産税課	家屋課税台帳
91	下水道整備課	下水道整備にあたり、費用対効果の算定に使用	一般家庭及び事業所の下水道使用量と使用料金、下水道未普及地域については上水道使用量と使用料金	令和6年9月24日から 令和7年3月31日まで	上下水道財務課	上下水道料金管理システム
92	教育政策課	枚方市はたちのつどい事業に伴う、案内通知発送及び市民アンケート発送のため	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、前住所、転入前住所、転入世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、減異動日、世帯内順序、外国人住民日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
93	おいしい給食課	枚方市学校給食管理運営システムにおける中学校給食予約管理事務に使用するため	学校名、生徒氏名カナ、受給開始年月日、生年月日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	学校支援課	枚方市就学援助受給認定者に係る情報
94	おいしい給食課	小学校給食無償化に係る小学生の就学援助者の請求事務に使用するため	学校名、生徒氏名カナ、受給開始年月日、生年月日	令和6年8月26日から 令和7年3月31日まで	学校支援課	枚方市就学援助受給認定者、支援学級等就学奨励費受給者に係る情報に係る情報
95	おいしい給食課	枚方市学校給食管理運営システムにおける中学校給食予約管理事務に使用するため	直近の公立小学校6年生の氏名(漢字・カナ)、生年月日、所属小学校名、入学予定中学校名	令和7年1月8日から 令和7年3月31日まで	学校支援課	新中学1年生に係る入学予定情報
96	おいしい給食課	中学校給食費の負担者を確定するため	世帯主名、生徒氏名、学校名、学年、保護開始日、保護廃止日、居住地	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護システムファイル
97	おいしい給食課	小学校給食費の負担者を確定するため	世帯主名、生徒氏名、学校名、学年、保護開始日、保護廃止日、居住地	令和6年8月26日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護ケースファイル
98	おいしい給食課	枚方市学校給食管理運営システムにおける中学校給食予約管理事務に使用するため	直近の公立中学校1・2・3年生及び公立小学校6年生の氏名(カナ・漢字)、所属校名、学籍情報(学年、組・席番含む)、生年月日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	教育研修課	校務支援システムに係る児童・生徒の所属情報

NO	目的外利用をした課名 (個人情報の提供を受けた課名)	利 用 目 的	主な個人情報の項目	令和6年度中の 利用期間	個人情報を保管する課名 (個人情報を提供した課名)	個人情報ファイル等の名称
99	学校支援課	就学事務のため	学童児童生徒の保護者氏名(父または母)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
100	学校支援課	就学援助費、支援学級等 就学奨励費、枚方市奨学 金の申請に伴う受給認定 のため	受給者氏名、住所、生年月日、認定年 月日、認定理由、喪失年月日、喪失理 由、支給停止年月日、支給停止理由	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	医療助成・児童手当課	児童扶養手当資格ファ イル
101	学校支援課	就学援助費支給、支援学 級等就学奨励費支給、枚 方市奨学金支給に係る資 格審査のため	総所得金額、所得、所得控除の内訳、 市民税課税標準額、市民税額、人的 控除の人数及び内訳、繰越損失の金 額、所得税法による配当控除、所得税 法による外国税額控除、租税特別措 置法による住宅借入金等特別税額控 除、寄附金控除	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民税課	課税台帳、世帯員一 覧、給与支払報告書 綴、市・府民税申告書 綴
102	学校支援課	生活保護受給者の把握 のため	学齢児童、生徒、就学前児童の生活 保護開始日及び廃止日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	生活福祉課	生活保護ケースファイ ル
103	学校支援課	枚方市就学援助及び支 援学級等就学奨励費に 係る業務に必要なため	氏名カナ、月別の注文分学校給食費	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	おいしい給食課	枚方市就学援助受給 中学生ならびに支援学 級等就学奨励費受給 中学生の学校給食注 文情報
104	支援教育課	令和7年度就学指導に資 するため	令和7年度就学予定幼児のうち、保育 士又は保育教諭の加配の特例対象幼 児の名前、性別、生年月日	令和6年5月17日から 令和6年7月31日まで	ひらかた子ども発達支 援センター	障害児関係綴
105	支援教育課	令和7年度就学指導に資 するため	令和7年度就学予定幼児のうち、障害 児保育制度対象幼児の名前、性別、 生年月日、保育所名、保護者名、住所	令和6年5月17日から 令和6年7月31日まで	保育幼稚園入園課	保育所入所申込書・認 定こども園利用調整申 込書兼保育児童台帳
106	放課後子ども課	留守家庭児童会室への 入室資格の確認及び入 室・減免等の必要な通知 を行うため	氏名、生年月日、性別、続柄、住所、 届出年月日、異動事由、異動年月日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	市民課	住民基本台帳
107	農業委員会事務局	農地基本台帳管理シス テム運用に係る固定デー タ確認のため	納税義務者の氏名、生年月日、性別、 続柄、住所、世帯、共有構成員、所在 地、市街化区分、土地評価情報(地 目・地積)、登記情報	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	資産税課	土地課税台帳、税宛名 システム

表11-2 外部提供の状況

NO	外部提供をした課名	外部提供をした日 (継続して提供する場合は、最初に外部提供した日)	外部提供をした個人情報ファイル等の名称	外部提供をした保有個人情報の項目	外部提供をした保有個人情報の本来の利用目的	外部提供をした目的の内容	外部提供先の名称	外部提供の媒体	外部提供する際に付した条件等	継続して提供する場合は、最後に外部提供した(する予定の)日等
1	危機管理対策推進課	令和6年4月1日	住民基本台帳	個人カナ氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番号、現住所	住民票の交付、選挙人名簿の登録等	火災現場等の住居者確認に必要なため	枚方寝屋川消防組合	USBメモリ	本承認に基づいて目的外利用を認めた情報の使用に際しては、当該情報の安全確保を図るため、必要な措置を講じること。	令和7年3月31日

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員

審議会は、学識経験者及び市民団体を代表する者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営についての重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べることができます。

表 1 2 審議会委員名簿

(令和7年(2025年)3月31日現在)

役 職	氏 名	推 薦 団 体 ・ 役 職 等
委 員	江 崎 千 里	枚 方 地 区 人 権 擁 護 委 員 会
委 員	川 崎 孝 生	関 西 外 国 語 大 学 教 授
委 員	岸 本 和 代	枚 方 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会
委 員	木 虎 孝 之	弁 護 士
委 員	廣 井 慧	京 都 大 学 防 災 研 究 所 准 教 授
委 員	福 澤 寧 子	大 阪 工 業 大 学 教 授
委 員	御 明 雅 之	枚 方 市 コ ミ ュ ニ テ ィ 連 絡 協 議 会

(注) 委員の任期は、令和6年(2024年)10月26日から令和8年(2026年)10月25日までの2年間。

2. 審議会開催状況

審議会は、以下のとおり1回開催されました。

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和6年（2024年）9月3日

報告案件

報告第1号 利用目的以外の目的による保有個人情報の利用及び提供について

報告第2号 利用目的以外の目的による保有個人情報の外部提供について

報告第3号 個人情報ファイルの保有状況について

諮問案件はありませんでした。

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員

審査会は、学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条及び個人情報の保護に関する法律第106条第1項に規定する審査請求について審査します。

表13 審査会委員名簿

(令和7年(2025年)3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
会 長	佐 伯 彰 洋	同 志 社 大 学 法 学 部 教 授
副 会 長	田 近 肇	近 畿 大 学 法 学 部 教 授
委 員	板 崎 遼	弁 護 士
委 員	野 村 いづみ	弁 護 士
委 員	宮 村 教 平	佛 教 大 学 教 育 学 部 准 教 授

(注) 委員の任期は、令和6年(2024年)10月21日から令和8年(2026年)10月20日までの2年間。

2. 審査をした審査請求の処理状況

令和6年度(2024年度)に審査会が新たに審査を開始した審査請求は5件で、保有情報公開請求に係る決定についてのもの(市長及び教育委員会に対するもの)でした。

前年度から継続して審査をした3件を加えた8件について令和6年度(2024年度)に答申がありました。

表14 審査をした審査請求の処理状況

(令和7年(2025年)3月31日現在)(単位:件)

区 分	審査件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
保有情報公開 請求	5	—	—	—	5	—	—
保有個人情報 開示請求	(3)	—	—	—	(3)	—	—

(注) () は、前年度の審査請求分です。

3. 審査会開催状況

開催状況及び諮問案件

次の案件の審査のため、7回開催されました。

案件①「〇〇年放課後子ども課長、教育政策課長双方による開示請求者に関する聞きとりの内容、作成資料、メールやりとりのわかるものすべて」及び「〇〇年〇〇月度 〇〇の開示請求者の勤務記録（〇〇勤務等報告書）」の保有情報不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

案件②「〇〇小学校において学校が児童に自らの写真を提出させたことについて、その使用目的および管理方法などを保護者に知らせた内容。また、上記写真提出について保護者の承諾をとったことがわかるもの。」の保有情報不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

案件③「指導（口頭）の読み原稿」の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

案件④「〇〇年〇〇月〇〇日の件について、市教委内で審査請求人の件がどう扱われたのか、経過と結果と内容が分かるもの」の不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

案件⑤「添付資料（写真）の「警告」看板に係る次の項目 1）看板のタイトルに「警告」とした根拠・理由に係る資料文書。 2）看板の最後の文言（発信者？）に地元自治会を明記した根拠・理由に係る資料文書。 3）バラマキ状態で配布設置の根拠理由に係る資料文書。又条例違反とする条例10条、11条、21条の実態資料文書。」の保有情報不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

案件⑥「〇〇小学校において、児童より収集した顔写真を用いたデータベースについて、顔写真にひもついている項目がわかるもの」の保有情報公開決定に係る審査請求に対する裁決について

案件⑦「道路が建築基準法上の道路に該当しない決定をした、その根拠となる資料」の保有情報部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について

案件⑧「道路が建築基準法上の42条2項道路であった資料、建築基準法上の道路に該当しないことの決定通知、建築計画概要書にある建築の許可を出している根拠資料」の保有情報不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和6年（2024年）4月4日

審査事項 上記案件①及び②について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和6年（2024年）6月26日

審査事項 上記案件②、③及び④について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和6年（2024年）7月25日

審査事項 上記案件⑤について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会
開催日 令和6年（2024年）8月29日
審査事項 上記案件⑤及び⑥について

第5回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会
開催日 令和6年（2024年）10月9日
審査事項 上記案件⑥について

第6回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会
開催日 令和6年（2024年）12月11日
審査事項 上記案件⑦及び⑧について

第7回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会
開催日 令和7年（2025年）2月5日
審査事項 上記案件⑦及び⑧について

表15 審査をした審査請求の内容等 (令和7年（2025年）3月31日現在)

審査請求日等	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容	諮問日、答申日、 答 申 内 容 等
審査請求 R5. 7. 12 保有個人情報開示	「〇〇年放課後子ども課長、教育政策課長 双方による開示請求者に関する聞きとりの 内容、作成資料、メール やりとり わか るものすべて」及び「〇〇年〇〇月度 〇 〇の開示請求者の勤務記録（〇〇勤務等報 告書）」 教育委員会（総合教育部教育政策課及び学 校教育部放課後子ども課）	不存在	諮問日 R5. 10. 10 答申日 R6. 4. 4 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R6. 5. 1 裁決内容 棄却
審査請求 R5. 12. 12 保有情報 公開	〇〇小学校において学校が児童に自らの写 真を提出させたことについて、その使用目 的および管理方法などを保護者に知らせた 内容。また、上記写真提出について保護者 の承諾をとったことがわかるもの。 教育委員会（学校教育部児童生徒支援課）	不存在	諮問日 R6. 2. 14 答申日 R6. 6. 26 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R6. 7. 18 裁決内容 棄却

審査請求日等	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容	諮問日、答申日、 答 申 内 容 等
審査請求 R5. 8. 9 保有個人 情報開示	指導（口頭）の読み原稿 教育委員会（学校教育部教職員課）	部分開示	諮問日 R5. 12. 22 答申日 R6. 6. 26 答申内容 実施機関の決定は、妥当である 裁決日 R6. 7. 18 裁決内容 棄却
審査請求 R5. 8. 9 保有個人 情報開示	○○年○○月○○日の件について、市教委 内で審査請求人の件がどう扱われたのか、 経過と結果と内容が分かるもの 教育委員会（学校教育部児童生徒支援課）	不存在	諮問日 R5. 12. 22 答申日 R6. 6. 26 答申内容 実施機関の決定は、妥当である 裁決日 R6. 7. 18 裁決内容 棄却
審査請求 R6. 4. 4 保有情報 公開	添付資料（写真）の「警告」看板に係るす る次の項目 １）看板のタイトルに「警告」 とした根拠・理由に係る資料文書。 ２） 看板の最後の文言（発信者？）に地元自治 会を明記した根拠・理由に係る資料文書。 ３）バラマキ状態で配布設置の根拠理由に 係る資料文書。又条例違反とする条例１０ 条、１１条、２１条の実態資料文書。 枚方市長（環境部環境政策課）	不存在	諮問日 R6. 7. 19 答申日 R6. 8. 29 答申内容 実施機関の決定は、妥当である 裁決日 R6. 9. 18 裁決内容 棄却

審査請求日等	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容	諮問日、答申日、 答 申 内 容 等
審査請求 R6. 3. 27 保有情報 公開	○○小学校において、児童より収集した顔 写真を用いたデータベースについて、顔写 真にひもついている項目がわかるもの 教育委員会（学校教育部児童生徒支援課）	全部公開	諮問日 R6. 6. 20 答申日 R6. 10. 9 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R6. 11. 6 裁決内容 棄却
審査請求 R6. 5. 2 保有情報 公開	道路が建築基準法上の道路に該当しない決 定をした、その根拠となる資料 枚方市長（都市整備部開発調整課）	部分公開	諮問日 R6. 10. 18 答申日 R7. 3. 6 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R7. 3. 27 裁決内容 棄却
審査請求 R6. 5. 7 保有情報 公開	道路が建築基準法上の４２条２項道路であ った資料、建築基準法上の道路に該当しな いことの決定通知、建築計画概要書にある 建築の許可を出している根拠資料 枚方市長（都市整備部開発調整課）	不存在	諮問日 R6. 10. 22 答申日 R7. 3. 6 答申内容 実施機関の決定は、妥 当である 裁決日 R7. 3. 27 裁決内容 棄却

参 考 資 料

1. 保有情報公開の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
1	R6. 4. 1	R6. 4. 15	路上喫煙禁止啓発設置位置図	環境部 環境政策課	全部公開	
2	R6. 4. 1	R6. 4. 15	路上喫煙禁止区域の標識に係る文書	環境部 環境政策課	不存在	
3	R6. 4. 1	R6. 4. 15	あんど公園の使用許可に係る文書	土木部 公園みどり課	不存在	
4	R6. 4. 1	R6. 4. 15	金入り設計書（【単価契約】交通安全施設整備工事（R6-1）等）	土木部 交通対策課	部分公開 5-7	
5	R6. 4. 1	R6. 4. 10	金入り設計書（令和6年度（2024年度）修繕工事跡等舗装本復旧工事）	上下水道局 上下水道部 上水道保全課	部分公開 5-7	
6	R6. 4. 2	R6. 4. 16	【回議書】地縁による団体の認可について（41団体分）等	市長公室 市民活動課	部分公開 5-1 5-3	
7	R6. 4. 4	R6. 4. 18	自販機の設置に係る文書	環境部 環境政策課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
8	R6. 4. 8	R6. 4. 16	金入り設計書（交通安全施設整備工事（R5-2））	土木部 交通対策課	部分公開 5-7	
9	R6. 4. 12	R6. 4. 30	ニッペパーク岡東中央の管理者、管理部署が分かる文書等	土木部 公園みどり課	不存在	
10	R6. 4. 16	R6. 4. 30	自治会等区域図	市長公室 市民活動課	全部公開	
11	R6. 4. 18	R6. 5. 2	枚方市アダプトプログラムのパンフレット等	環境部 環境事業課	部分公開 5-1	
12	R6. 4. 18	R6. 5. 2	切断樹木に係る文書	土木部 道路河川補修課	不存在	
13	R6. 4. 24	R6. 5. 8	自動車損害共済委託申込承認証（総合契約）	総務部 総務管理課	全部公開	
14	R6. 4. 24	R6. 5. 8	自動車損害共済委託申込承認証（総合契約）	上下水道局 上下水道部 上下水道総務課	全部公開	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
15	R6. 4. 24	R6. 5. 2	自動車損害共済委託申込承認証（総合契約）	市立ひらかた病院 総務課	全部公開	
16	R6. 4. 25	R6. 5. 9	本庁舎来庁者用駐車場の有料化について（方針決裁）	総務部 総務管理課	全部公開	
17	R6. 4. 26	R6. 5. 9	自治会などからの要望の内容が分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	
18	R6. 4. 30	R6. 5. 20	道路支柱マークのシルバーゾーンの設置者等が分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	決定期間 延長決定 R6. 5. 14
19	R6. 4. 30	R6. 5. 10	スクールゾーン位置図	教育委員会 総合教育部 新しい学校推進課	全部公開	
20	R6. 5. 7	R6. 5. 21	自動販売機の届出に係る文書	環境部 環境政策課	不存在	
21	R6. 5. 7	R6. 5. 21	枚方市自転車等の放置防止に関する条例の規定に反する文言を用いる理由が分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
22	R6. 5. 8	R6. 5. 14	北中振土地区画整理事業に係る施行地区界横断図等	都市整備部 都市計画課	全部公開	
23	R6. 5. 9	R6. 5. 21	自動販売機設置届出書等	環境部 環境政策課	部分公開 5-1 5-3	
24	R6. 5. 9	R6. 5. 21	自動販売機の届出に係る文書	環境部 環境政策課	不存在	
25	R6. 5. 14	R6. 5. 16	卒業生進路先一覧表	教育委員会 学校教育部 支援教育課	全部公開	
26	R6. 5. 15	R6. 5. 29	枚方市総合福祉センターの平面図等	健康福祉部 健康福祉政策課	全部公開	
27	R6. 5. 27	R6. 6. 10	令和元年度（2019年度）から令和5年（2023年度）の期間に、負傷動物として収容し、その後死亡した動物のカルテ	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
28	R6. 5. 28	R6. 6. 11	【回議書】地縁による団体の認可について（41団体分）の添付資料である会員名簿	市長公室 市民活動課	部分公開 5-1 5-3	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
29	R6. 5. 29	R6. 6. 12	私道に公設看板の掲出ができる正当な理由が分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	
30	R6. 6. 14	R6. 6. 25	枚方市自転車等保管場所管理運営業務委託の仕様書等	土木部 交通対策課	全部公開	
31	R6. 6. 14	R6. 6. 25	枚方市自転車等の放置防止に関する条例による令和３年度の費用の徴収額の実績が分かる文書	土木部 交通対策課	不存在	
32	R6. 6. 14	R6. 7. 24	枚方市立阪保育所民営化に係る運営法人募集要項に定める提出書類等	子ども未来部 私立保育幼稚園課	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R6. 6. 27
33	R6. 6. 14	R6. 6. 26	教科書の閲覧に関するアンケート	教育委員会 学校教育部 教育研修課	全部公開	
34	R6. 6. 17	R6. 6. 25	ふれあい通りの立て看板の製作費が分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	
35	R6. 6. 19	R6. 6. 27	金入り設計書（交通安全施設整備工事（R6-2））	土木部 交通対策課	部分公開 5-7	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
36	R6. 6. 19	R6. 7. 3	枚方市総合福祉センターに係る事業計画書等	健康福祉部 健康福祉政策課	部分公開 5-1 5-3	
37	R6. 6. 24	R6. 7. 8	枚方市都市公園条例の規定	土木部 公園みどり課	全部公開	
38	R6. 6. 24	R6. 7. 8	金入り設計書（サプリ村野樹木剪定除草等管理委託等）	総務部 総務管理課	部分公開 5-7	
39	R6. 6. 24	R6. 7. 8	金入り設計書（枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館樹木等管理委託）	観光にぎわい部 文化財課	部分公開 5-7	
40	R6. 6. 24	R6. 7. 5	金入り設計書（都市計画施設用地等管理委託）	都市整備部 都市計画課	部分公開 5-7	
41	R6. 6. 24	R6. 7. 2	金入り設計書（樟葉駅前芝生広場管理委託等）	土木部 道路河川補修課	部分公開 5-7	
42	R6. 6. 24	R6. 7. 8	金入り設計書（公園等害虫防除作業委託（北部地区）等）	土木部 公園みどり課	部分公開 5-7	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
43	R6. 6. 24	R6. 7. 4	金入り設計書（穂谷川清掃工場緑地帯管理委託等）	環境部 穂谷川資源循環センター	部分公開 5-7	
44	R6. 6. 24	R6. 7. 4	金入り設計書（東部清掃工場管理区域除草委託等）	環境部 東部資源循環センター	部分公開 5-7	
45	R6. 6. 24	R6. 6. 28	金入り設計書（楠葉台場跡史跡公園内大堀除草委託等）	上下水道局 上下水道部 下水道施設維持課	部分公開 5-7	
46	R6. 6. 24	R6. 7. 8	学校ホームページにおける児童生徒の写真の掲載について等	教育委員会 学校教育部 教育研修課	全部公開	
47	R6. 6. 24	R6. 7. 8	個人情報保護委員会宛てのメール本文等	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	全部公開	
48	R6. 6. 24	R6. 7. 8	要配慮個人情報の特定に顔写真を用いることに関して児童生徒課から個人情報保護委員会へ送信したメール本文等	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	不存在	
49	R6. 6. 24	R6. 8. 1	非常変災時における措置の改訂について（お知らせ）等	教育委員会 総合教育部 教育政策課	全部公開	決定期間 延長決定 R6. 7. 8

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
50	R6. 6. 26	R6. 7. 10	金入り設計書（枚方高槻線用地測量委託）	土木部 用地課	部分公開 5-7	
51	R6. 6. 26	R6. 7. 9	令和6基準年度の路線価算定表等	市民生活部 資産税課	全部公開	
52	R6. 6. 28	R6. 7. 12	スクールゾーン電柱巻付シートの新規設置を中止した時期、理由が分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	
53	R6. 7. 1	R. 7. 16	自動販売機の届出に係る文書	環境部 環境政策課	不存在	
54	R6. 7. 3	R6. 7. 11	本庁舎及び第3分館の建築図面	総務部 総務管理課	部分公開 5-1 5-3	
55	R6. 7. 3	R6. 8. 15	第1～13回、第15回～24回、第26～29回枚方市駅周辺再整備活性化推進委員会の会議録等	市駅周辺 まち活性化部	部分公開 5-6	決定期間 延長決定 R6. 7. 17
56	R6. 7. 5	R6. 7. 12	立て看板に記載の文言の出所を示す文書等	土木部 交通対策課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
57	R6. 7. 9	R6. 7. 22	枚方市都市公園施設設置者（P-PFI）選定委員会資料等	土木部 公園みどり課	部分公開 5-3 5-6	
58	R6. 7. 10	R6. 7. 24	長期欠席・不登校児童生徒数及び安全確認調査	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	部分公開 5-1	
59	R6. 7. 12	R6. 7. 25	看板「この先 行き止まり」の「この先」がどこか分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	
60	R6. 7. 19	R6. 8. 2	「暑さ指数」の活用、実態などが分かる文書	教育委員会 学校教育部 教育指導課	不存在	
61	R6. 7. 22	R6. 7. 31	小学校のプールに関する竣工図面	都市整備部 施設整備課	全部公開	
62	R6. 7. 25	R6. 8. 2	計画説明概要報告書	都市整備部 開発調整課	全部公開	
63	R6. 8. 2	R6. 8. 13	建築計画概要書	都市整備部 開発調整課	全部公開	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
64	R6. 8. 8	R6. 8. 22	ニッペパークの図面	土木部 公園みどり課	全部公開	
65	R6. 8. 9	R6. 8. 23	あんご公園 樹木調書、台帳図	土木部 公園みどり課	全部公開	
66	R6. 8. 9	R6. 8. 23	あんご公園の植栽草花の全ての草花名が分かる文書等	土木部 公園みどり課	不存在	
67	R6. 8. 16	R6. 8. 28	立て看板の設置の時期が分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	
68	R6. 8. 23	R6. 9. 3	「交通事故をなくす運動」事業計画	土木部 交通対策課	部分公開 5-1	
69	R6. 8. 23	R6. 9. 3	枚方市交通対策協議会の組織に係る文書等	土木部 交通対策課	不存在	
70	R6. 8. 26	R6. 9. 3	公共下水道第20工区藤阪東町4丁目污水管布設工事等の受注者が分かる文書	上下水道局 上下水道部 下水道整備課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
71	R6. 8. 26	R6. 9. 11	大阪府市町村教育長会議の資料	教育委員会 学校教育部 教育指導課	部分公開 5-1 5-6	
72	R6. 8. 28	R6. 9. 11	境界確定図	土木部 公園みどり課	部分公開 5-1	
73	R6. 9. 5	R6. 9. 17	警告看板の設置の理由が分かる文書等	土木部 道路河川管理課	不存在	
74	R6. 9. 5	R6. 9. 18	主要交差点交通事故発生状況	土木部 交通対策課	不存在	
75	R6. 9. 10	R6. 9. 24	廃棄文書目録の作成及び文書の廃棄について等	市駅周辺 まち活性化部	全部公開	
76	R6. 9. 10	R6. 9. 24	国・府・市有財産の最適利用推進連絡会議の第1回・第2回・第5回に係る会議録の廃棄文書目録の決裁文書	市駅周辺 まち活性化部	不存在	
77	R6. 9. 10	R6. 10. 21	枚方市駅周辺地区土地区画整理事業調査等支援業務委託施行決裁文と成果品のうち表紙、目次、業務概要	市駅周辺 まち活性化部	部分公開 5-3 5-7	決定期間 延長決定 R6. 9. 24

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
78	R6. 9. 17	R6. 10. 1	枚方市文書取扱規程の規定	土木部 交通対策課	全部公開	
79	R6. 9. 17	R6. 10. 1	文書がいつ保存期間を終了したか終了年月日が分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	
80	R6. 9. 17	R6. 10. 1	自動販売機の届出に係る文書	環境部 環境政策課	不存在	
81	R6. 9. 18	R6. 10. 2	不登校児童に関するケース会議録等	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	部分公開 5-1	
82	R6. 9. 25	R6. 10. 9	土木部長、交通対策課長及び交通対策課長代理があて職となっている団体名が分かる文書	土木部 交通対策課	不存在	
83	R6. 10. 1	R6. 10. 11	七夕をイメージしたモニュメントの寄贈收受について等	観光にぎわい部 観光交流課	全部公開	
84	R6. 10. 1	R6. 10. 15	金入り設計書（史跡楠葉台場跡管理業務委託等）	観光にぎわい部 文化財課	部分公開 5-7	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
85	R6. 10. 1	R6. 10. 15	金入り設計書（淀川河川敷グラウンド除草委託）	観光にぎわい部 スポーツ振興課	部分公開 5-7	
86	R6. 10. 1	R6. 10. 9	金入り設計書（さだ小学校他 5 校除草作業委託等）	都市整備部 施設管理課	部分公開 5-7	
87	R6. 10. 1	R6. 10. 15	金入り設計書（道路用地除草委託等）	土木部 道路河川補修課	部分公開 5-7	
88	R6. 10. 1	R6. 10. 15	金入り設計書（公園等冬期剪定作業委託（北部地区）等）	土木部 公園みどり課	部分公開 5-7	
89	R6. 10. 1	R6. 10. 9	金入り設計書（除草作業委託（南部）等）	上下水道局 上下水道部 浄水課	部分公開 5-7	
90	R6. 10. 1	R6. 10. 7	金入り設計書（新安居川他除草委託等）	上下水道局 上下水道部 下水道施設維持課	部分公開 5-7	
91	R6. 10. 4	R6. 10. 16	公有財産（土地）無償貸付契約書等	子ども未来部 私立保育幼稚園課	部分公開 5-3	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
92	R6. 10. 8	R6. 10. 21	職員数の状況	総務部 人事課	全部公開	
93	R6. 10. 8	R6. 10. 17	共同住宅等の建築等に伴う協議書（図面に限る）	都市整備部 開発調整課	部分公開 5-1	
94	R6. 10. 15	R6. 10. 28	枚方市債権管理・回収マニュアル	市民生活部 保険納付課	全部公開	
95	R6. 10. 15	R6. 10. 28	滞納処分独自研修の研修報告書	市民生活部 保険納付課	不存在	
96	R6. 10. 22	R6. 10. 28	小学校プール構造図	都市整備部 施設整備課	全部公開	
97	R6. 10. 24	R6. 11. 1	保育所入所に係る利用調整後の内定児童の受入れについて	子ども未来部 保育幼稚園入園課	部分公開 5-1	
98	R6. 11. 5	R6. 11. 19	自動販売機の廃止届	環境部 環境政策課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
99	R6. 11. 5		固定資産評価審査委員会の録音データ	固定資産評価審査 委員会事務局		取下げ
100	R6. 11. 5		固定資産評価審査委員会の議事録	固定資産評価審査 委員会事務局		取下げ
101	R6. 11. 8	R6. 12. 23	枚方市駅周辺地区土地区画整理事業調査等支援業務委託報告書のうち、「1. 区画整理事業調査（調査B）」	市駅周辺 まち活性化部	部分公開 5-6	決定期間 延長決定 R6. 11. 22
102	R6. 11. 8	R6. 11. 22	廃棄文書目録の内訳	市駅周辺 まち活性化部	不存在	
103	R6. 11. 11	R6. 11. 25	講師欠員調査	教育委員会 学校教育部 教職員課	全部公開	
104	R6. 11. 11	R6. 11. 25	教諭・常勤講師の病休などの状況に係る文書等	教育委員会 学校教育部 教職員課	不存在	
105	R6. 11. 12	R6. 11. 22	金入り設計書（開成小学校他5校除草作業委託等）	都市整備部 施設管理課	部分公開 5-7	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
106	R6. 11. 12	R6. 11. 26	金入り設計書（北部地区街路樹管理委託等）	土木部 道路河川補修課	部分公開 5-7	
107	R6. 11. 12	R6. 11. 18	金入り設計書（公園等草刈作業委託（北部地区）等）	土木部 公園みどり課	部分公開 5-7	
108	R6. 11. 12	R6. 11. 19	金入り設計書（除草作業委託（南部）等）	上下水道局 上下水道部 浄水課	部分公開 5-7	
109	R6. 11. 12	R6. 11. 25	金入り設計書（岸部川清掃委託等）	上下水道局 上下水道部 下水道施設維持課	部分公開 5-7	
110	R6. 11. 14	R6. 11. 28	「国家公務員合同宿舎（楠葉花園町）跡地の利用について」の会議録等	都市整備部 都市計画課	部分公開 5-3	
111	R6. 11. 15	R6. 11. 21	自動販売機の届出に係る文書	環境部 環境政策課	不存在	
112	R6. 11. 18		解体工事に関する近隣住民からの苦情、苦情に対する行政内での処理、施工業者への指導等に係る文書	環境部 環境指導課		取下げ

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
113	R6. 11. 28	R6. 12. 12	枚方市総合文化芸術センターへの案内表示の管理について（依頼）等	観光にぎわい部 文化生涯学習課	全部公開	
114	R6. 11. 28	R6. 12. 12	枚方市総合文化芸術センターの案内貼り紙に関する、施設所管部署と道路管理者の協議に係る文書	観光にぎわい部 文化生涯学習課	不存在	
115	R6. 12. 2	R6. 12. 10	金入り設計書（令和５年度 枚方市公園台帳修正委託）	土木部 公園みどり課	部分公開 5-7	
116	R6. 12. 2	R6. 12. 16	自動販売機の届出に係る文書	環境部 環境政策課	不存在	
117	R6. 12. 6	R6. 12. 20	自動販売機・変更等届関係綴のラベル	環境部 環境政策課	全部公開	
118	R6. 12. 10	R6. 12. 19	金入り設計書（庁舎本館外壁改修工事（緊急工事））	都市整備部 施設整備課	部分公開 5-7	
119	R6. 12. 18	R6. 12. 27	枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の規定等	教育委員会 総合教育部 教育政策課	全部公開	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
120	R6. 12. 18	R7. 1. 6	支援教育課職員の出勤簿、事務分掌	教育委員会 学校教育部 支援教育課	全部公開	
121	R6. 12. 18	R6. 12. 27	小学校教職員の出勤簿	教育委員会 学校教育部 教職員課	全部公開	
122	R6. 12. 18	R6. 12. 27	学校教育計画	教育委員会 学校教育部 教育指導課	全部公開	
123	R6. 12. 20	R7. 1. 6	(仮称) 阪保育園老朽改築工事 説明会資料等	子ども未来部 私立保育幼稚園課	部分公開 5-1	
124	R6. 12. 20	R7. 1. 27	阪保育園老朽改築工事説明会に係る資料	子ども未来部 私立保育幼稚園課	部分公開 5-3	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
125	R7. 1. 14	R7. 1. 28	請求に係る文書の保存期間が1年である根拠が分かる文書	環境部 環境政策課	不存在	
126	R7. 1. 17	R7. 1. 23	「庁舎本館外壁改修工事(緊急工事)」に係る業者選定及び契約締結に係る決裁書類一式	総務部 契約検査課	部分公開 5-1	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
127	R7. 1. 17	R7. 1. 23	「枚方市駅周辺図掲示板」の設置許可文書等	土木部 道路河川管理課	不存在	
128	R7. 1. 17	R7. 1. 28	説明結果届出書	都市整備部 開発調整課	部分公開 5-1 5-3	
129	R7. 1. 20	R7. 1. 27	枚方市駅前広場の維持管理及び運営に関する協定書等	土木部 道路河川管理課	部分公開 5-3	
130	R7. 1. 24	R7. 2. 7	枚方市事務分掌規則の規定等	観光にぎわい部 文化生涯学習課	全部公開	
131	R7. 1. 24	R7. 2. 7	文書の宛先が交通対策課長である理由、根拠が分かる文書等	観光にぎわい部 文化生涯学習課	不存在	
132	R7. 1. 24	R7. 2. 6	公共下水道第130工区山之上2丁目污水管布設工事の施行理由	上下水道局 上下水道部 下水道整備課	全部公開	
133	R7. 1. 31	R7. 2. 14	枚方市総合文化芸術センターの案内表示（看板・たれ幕）等の設置に係る予算金額が分かる文書	土木部 交通対策課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
134	R7. 2. 6	R7. 2. 18	建設リサイクル届出書	環境部 環境指導課	部分公開 5-1	
135	R7. 2. 6	R7. 2. 19	下管第3103号、第43号、第3295号に係る文書	上下水道局 上下水道部 下水道管理課	部分公開 5-1 5-3	
136	R7. 2. 7	R7. 2. 17	入園内定児の保護者対応に関する法人状況報告書	子ども未来部 保育幼稚園入園課	部分公開 5-1 5-3	
137	R7. 2. 10	R7. 2. 20	枚方市事務分掌規則の規定	観光にぎわい部 文化生涯学習課	全部公開	
138	R7. 2. 10	R7. 2. 20	枚方市総合文化芸術センターへの案内表示の設置、道順の決定を文化生涯学習課長がしたその根拠が分かる文書等	観光にぎわい部 文化生涯学習課	不存在	
139	R7. 2. 10	R7. 2. 19	枚方市総合文化芸術センターの案内表示の管理の具体的内容が分かる文書等	土木部 交通対策課	不存在	
140	R7. 2. 14	R7. 2. 28	枚方市総合文化芸術センターの案内図	観光にぎわい部 文化生涯学習課	全部公開	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
141	R7. 2. 20	R7. 3. 3	枚方市総合文化芸術センター指定管理者基本協定書	観光にぎわい部 文化生涯学習課	部分公開 5-1 5-3	
142	R7. 2. 21	R7. 3. 6	「単車乗入禁止」看板の単車の定義が分かる文書等	土木部 公園みどり課	不存在	
143	R7. 2. 25	R7. 3. 10	「枚方市における国・府・市有財産の最適利用推進連絡会議」の協議録及び配布資料一式	市駅周辺 まち活性化部	全部公開	
144	R7. 2. 25	R7. 3. 7	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する市長への提言メール等	市長公室 広聴相談課	部分公開 5-1 5-3	
145	R7. 2. 25	R7. 4. 10	審査請求書等	市民生活部 資産税課	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R7. 3. 11
146	R7. 2. 25	R7. 4. 7	審査請求書	総務部 コンプライアンス 推進課	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R7. 3. 11
147	R7. 2. 25	R7. 3. 10	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する問い合わせに対する回答案	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
148	R7. 2. 25	R7. 3. 10	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する問い合わせメール等	環境部 環境政策課	部分公開 5-1 5-3	
149	R7. 2. 25	R7. 3. 11	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する問い合わせメール等	環境部 環境事業課	部分公開 5-1 5-3	
150	R7. 2. 25	R7. 3. 11	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する問い合わせメール等	都市整備部 住宅まちづくり課	部分公開 5-1 5-3	
151	R7. 2. 25	R7. 3. 11	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する問い合わせメール等	土木部 土木政策課	部分公開 5-1	
152	R7. 2. 25	R7. 3. 11	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する全ての内容	上下水道局 上下水道部 上下水道総務課	不存在	
153	R7. 2. 25	R7. 3. 11	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する全ての内容	市立ひらかた病院 総務課	不存在	
154	R7. 2. 25	R7. 3. 11	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する全ての内容	教育委員会 総合教育部 教育政策課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
155	R7. 2. 25	R7. 3. 10	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する全ての内容	選挙管理委員会事務局	不存在	
156	R7. 2. 25	R7. 3. 10	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する全ての内容	監査委員事務局	不存在	
157	R7. 2. 25	R7. 3. 11	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する全ての内容	農業委員会事務局	不存在	
158	R7. 2. 25	R7. 3. 10	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する全ての内容	公平委員会事務局	不存在	
159	R7. 2. 25	R7. 3. 11	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する全ての内容	市議会事務局 議会総務課	不存在	
160	R7. 2. 25	R7. 4. 7	枚方市御殿山南町1509番18の西側急傾斜地に関する全ての内容	固定資産評価審査委員会事務局	存否応答拒否 5-3	決定期間 延長決定 R7. 3. 11
161	R7. 3. 5	R7. 3. 19	枚方市立阪保育所民営化に係る法人説明会及び現地見学会説明資料等	子ども未来部 私立保育幼稚園課	部分公開 5-1	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
162	R7. 3. 7	R7. 3. 19	動物の飼養保管等業務委託契約に係る支出命令書等	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-3 5-7	
163	R7. 3. 10	R7. 3. 24	学校と卒業アルバムを制作する団体、製作者との間で交わされている個人情報に関するとり決めが分かる文書等	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	全部公開	
164	R7. 3. 13	R7. 3. 25	簿冊一覧	環境部 環境政策課	全部公開	
165	R7. 3. 14	R7. 3. 26	計画説明概要報告書及び隣接地関係調書一覧表等	都市整備部 開発調整課	部分公開 5-1	
166	R7. 3. 14	R7. 3. 26	開発行為許可申請書のうち、現況図、土地利用計画平面図、造成計画平面図、造成計画断面図等	都市整備部 審査指導課	全部公開	
167	R7. 3. 19	R7. 3. 26	大阪府医師会医療機関「医療賠償責任保険」加入者証等	市立ひらかた病院 総務課	全部公開	
168	R7. 3. 19	R7. 3. 26	病院賠償責任保険・サイバーリスク保険の証券	市立ひらかた病院 医事課	全部公開	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
169	R7. 3. 25	R7. 4. 8	金入り設計書（修繕工事跡等舗装本復旧工事）	上下水道局 上下水道部 上水道保全課	全部公開	
170	R7. 3. 28	R7. 4. 9	看板等の設置許可文書	土木部 道路河川管理課	不存在	
171	R7. 3. 28		看板が設置された土地が公共の管地であることが分かる文書等	環境部 環境事業課		取下げ

(注)5-○は、枚方市情報公開条例第5条各号に規定する次の非公開情報に該当するとして、全部若しくは一部が公開されなかったこと又は存否を明らかにしないで請求が拒否されたことを示しています。

- 5-1…第5条第1号 個人に関する情報
- 5-2…第5条第2号 法令秘情報
- 5-3…第5条第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- 5-4…第5条第4号 任意提供情報
- 5-5…第5条第5号 公共の安全等に関する情報
- 5-6…第5条第6号 審議、検討等情報
- 5-7…第5条第7号 事務又は事業に関する情報

2. 保有情報公開の申出の内容等

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
1	R6. 4. 1		住居表示台帳	市民生活部 市民課		取下げ
2	R6. 4. 2	R6. 4. 12	競争入札参加資格申請書、印鑑証明書、履歴事項全部証明書	総務部 契約検査課	部分公開 5-1 5-3	
3	R6. 4. 2	R6. 4. 12	〇〇が入札に参加した全ての結果表、入札参加時の委任状	総務部 契約検査課	不存在	
4	R6. 4. 1	R6. 4. 15	理容書届出施設一覧、美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
5	R6. 4. 1	R6. 4. 10	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
6	R6. 4. 1	R6. 4. 10	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
7	R6. 4. 9	R6. 4. 17	地方公共団体の関係する分煙施設整備の取り組み状況について	市民生活部 市民税課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
8	R6. 4. 9	R6. 7. 29	勤務時間中の喫煙による懲戒処分書、処分理由書等	総務部 人事課	部分公開 5-1 5-7	
9	R6. 4. 9	R6. 4. 17	第1 衛生委員会の資料・議事録、健康度レポート	総務部 職員課	全部公開	
10	R6. 4. 9	R6. 4. 18	中央安全衛生会議の資料等のうち、喫煙やタバコに関する議題に係る部分	総務部 職員課	不存在	
11	R6. 4. 9	R6. 4. 19	「都道府県庁、県庁所在地、政令市、中核市、23特別区の受動喫煙対策の調査（2023年度）」の回答等	健康福祉部 保健所 保健医療課	部分公開 5-1	
12	R6. 4. 8	R6. 4. 19	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧、食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
13	R6. 4. 9	R6. 4. 18	金入り設計書（公共下水道污水管改築実施設計委託）	上下水道局 上下水道部 下水道整備課	部分公開 5-7	
14	R6. 4. 18	R6. 4. 26	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
15	R6. 4. 18	R6. 4. 30	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	
16	R6. 4. 19	R6. 5. 2	大気関係対象事業所基礎情報	環境部 環境指導課	全部公開	
17	R6. 4. 23	R6. 5. 1	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
18	R6. 4. 25	R6. 5. 7	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
19	R6. 4. 25	R6. 5. 9	中振交野線道路植栽改良計画平面図等	土木部 道路河川整備課	全部公開	
20	R6. 4. 26		枚方新香里線道路平面図	土木部 道路河川管理課		取下げ
21	R6. 5. 1	R6. 5. 14	美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
22	R6. 5. 2	R6. 5. 14	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
23	R6. 5. 1	R6. 5. 9	北山通線道路整備工事（その３）区画線平面図	土木部 道路河川整備課	全部公開	
24	R6. 5. 2	R6. 5. 13	中振交野線道路植栽改良計画平面図	土木部 道路河川整備課	全部公開	
25	R6. 5. 7	R6. 6. 20	枚方市総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者事業計画書等	観光にぎわい部 スポーツ振興課	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R6. 5. 21
26	R6. 5. 8	R6. 5. 22	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧、食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
27	R6. 5. 17	R6. 5. 29	診療所開設届出書	健康福祉部 保健所 保健医療課	部分公開 5-1 5-3	
28	R6. 5. 22	R6. 5. 29	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
29	R6. 5. 23	R6. 7. 5	枚方市総合福祉センター指定候補者選定に係る申請書類一式	健康福祉部 健康福祉政策課	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R6. 6. 6
30	R6. 5. 24	R6. 6. 3	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
31	R6. 5. 31	R6. 6. 7	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
32	R6. 6. 3	R6. 6. 7	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
33	R6. 6. 3	R6. 6. 13	美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
34	R6. 6. 3	R6. 6. 6	食品営業許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
35	R6. 6. 4	R6. 6. 13	美容所届出施設一覧、食品衛生業許可施設一覧、食品衛生業廃止施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
36	R6. 6. 13	R6. 6. 27	特定施設設置届出書	環境部 環境指導課	全部公開	
37	R6. 6. 17	R6. 6. 27	大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音・振動・大気）に基づく届け出一式	環境部 環境指導課	不存在	
38	R6. 6. 17	R6. 6. 26	土地参考図データ	市民生活部 資産税課	全部公開	
39	R6. 6. 19	R6. 6. 25	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
40	R6. 6. 20	R6. 7. 4	病院台帳等	健康福祉部 保健所 保健医療課	全部公開	
41	R6. 6. 20	R6. 7. 4	薬事営業情報施設一覧等	健康福祉部 保健所 保健医療課	全部公開	
42	R6. 6. 20	R6. 7. 3	食品営業許可施設一覧等	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
43	R6. 6. 21		市役所の敷地内等におけるポケストップ・ジムの削除リクエストのフォームの内容等	総務部 総務管理課		取下げ
44	R6. 6. 26	R6. 7. 10	金入り設計書（山田池南町地区用地測量業務委託）	上下水道局 上下水道部 下水道整備課	部分公開 5-7	
45	R6. 6. 28	R6. 7. 4	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
46	R6. 7. 1	R6. 7. 11	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
47	R6. 7. 1	R6. 7. 9	美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
48	R6. 7. 2	R6. 7. 10	有害物質使用特定施設等台帳	環境部 環境指導課	全部公開	
49	R6. 7. 2	R6. 7. 12	美容所届出施設一覧、理容書届出施設一覧、食品営業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
50	R6. 7. 5		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域に係る指定区域台帳	環境部 環境指導課		取下げ
51	R6. 7. 8	R6. 7. 18	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
52	R6. 7. 11	R6. 7. 19	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	
53	R6. 7. 10	R6. 7. 23	旅館業許可施設一覧、クリーニング所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
54	R6. 7. 12	R6. 7. 19	土地参考図データ	市民生活部 資産税課	全部公開	
55	R6. 7. 17	R6. 7. 24	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
56	R6. 7. 19	R6. 8. 2	枚方市総合福祉センター収支状況報告書等	健康福祉部 健康福祉政策課	部分公開 5-3	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
57	R6. 7. 23	R6. 8. 6	穂谷地区確定測量業務面積計算書等	観光にぎわい部 農業振興課	全部公開	
58	R6. 7. 23	R6. 7. 30	土地参考図データ	市民生活部 資産税課	全部公開	
59	R6. 7. 31	R6. 8. 14	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
60	R6. 8. 1	R6. 8. 6	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
61	R6. 8. 2	R6. 8. 8	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
62	R6. 8. 2	R6. 8. 13	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
63	R6. 8. 2	R6. 8. 14	一定規模、形状の農地を宅地に転用するために要する標準的造成費（大阪府通知）	市民生活部 資産税課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
64	R6. 8. 2	R6. 8. 6	固定資産評価事務取扱要領（土地編）	市民生活部 資産税課	全部公開	
65	R6. 8. 2	R6. 8. 15	枚方市固定資産評価審査委員の経歴書	固定資産評価審査 委員会事務局	部分公開 5-1	
66	R6. 8. 2	R6. 8. 14	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧、食品衛生業新規施設 一覧、食品衛生業廃業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
67	R6. 8. 20	R6. 9. 3	食品営業許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
68	R6. 8. 21	R6. 8. 30	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
69	R6. 8. 26	R6. 9. 9	枚方市新型コロナウイルス感染症対策自宅療養・健康観察者の自 宅療養セット（単価契約）に係る業務委託契約書等	健康福祉部 保健所 保健予防課	部分公開 5-3	
70	R6. 8. 26	R6. 9. 9	枚方市新型コロナウイルス感染症対策在宅療養・健康観察者の自 宅療養セット購入（単価契約）に係る業務委託契約書等	健康福祉部 保健所 保健予防課	部分公開 5-3	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
71	R6. 8. 26	R6. 9. 9	自宅療養者支援セット委託料支出負担行為について	健康福祉部 保健所 保健予防課	全部公開	
72	R6. 8. 30		中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課		取下げ
73	R6. 9. 2	R6. 9. 10	美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
74	R6. 9. 3	R6. 9. 13	美容所届出施設一覧、食品衛生業新規施設一覧、食品衛生業廃業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
75	R6. 9. 2		中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課		取下げ
76	R6. 9. 6	R6. 9. 12	自治会等代表者名簿	市長公室 市民活動課	全部公開	
77	R6. 9. 9	R6. 9. 18	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
78	R6. 9. 18	R6. 10. 1	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
79	R6. 10. 1	R6. 10. 8	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
80	R6. 10. 1	R6. 10. 10	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
81	R6. 10. 2	R6. 10. 11	賠償責任保険証券、賠償責任保険特約明細書	市長公室 市民活動課	全部公開	
82	R6. 10. 2	R6. 10. 11	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧、食品衛生業新規施設一覧、食品衛生業廃業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
83	R6. 10. 4	R6. 10. 15	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
84	R6. 10. 4	R6. 10. 11	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
85	R6. 10. 10	R6. 10. 24	公園明示指令図、境界確定図	土木部 公園みどり課	部分公開 5-1 5-3	
86	R6. 10. 15	R6. 11. 22	枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立駅前図書館事業計画書・収支予算書	教育委員会 中央図書館	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R6. 10. 28
87	R6. 10. 18	R6. 10. 29	美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
88	R6. 10. 23	R6. 11. 5	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
89	R6. 10. 23	R6. 11. 5	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
90	R6. 10. 24	R6. 11. 5	旅館業許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
91	R6. 10. 29	R6. 11. 11	小学校教科用図書の見本本について	教育委員会 学校教育部 教育指導課	部分公開 5-7	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
92	R6. 10. 30	R6. 11. 11	大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法に基づく届出一式	環境部 環境指導課	不存在	
93	R6. 11. 1	R6. 11. 11	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
94	R6. 11. 1	R6. 11. 11	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
95	R6. 11. 1	R6. 11. 12	美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
96	R6. 11. 5	R6. 11. 12	美容所届出施設一覧、食品衛生業新規施設一覧、食品衛生業廃業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
97	R6. 11. 6		中学校教科用図書採択に係る採択事務日程等	教育委員会 学校教育部 教育指導課		取下げ
98	R6. 11. 12		DPT三種混合ワクチン等の接種後に認定され、予防接種健康被害救済制度を受給した方がいることがわかる文書	健康福祉部 保健所 保健予防課		取下げ

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
99	R6. 11. 18	R6. 12. 11	枚方市市民公益活動補償保険証券	市長公室 市民活動課	部分公開 5-3	決定期間 延長決定 R6. 12. 2
100	R6. 11. 18	R6. 12. 6	賠償責任保険証券	総務部 財産活用課	部分公開 5-3	決定期間 延長決定 R6. 12. 2
101	R6. 11. 18	R6. 12. 10	傷害総合保険証券	健康福祉部 健康づくり課	部分公開 5-3	決定期間 延長決定 R6. 12. 2
102	R6. 11. 18	R6. 12. 20	園児傷害保険証券等	子ども未来部 ひらかた子ども 発達支援センター	部分公開 5-3	決定期間 延長決定 R6. 12. 2
103	R6. 11. 18	R6. 12. 10	日々雇用者傷害保険証券	子ども未来部 まるっとこども センター	部分公開 5-3	決定期間 延長決定 R6. 12. 2
104	R6. 11. 18	R6. 12. 20	日本語・多文化共生教室コーディネーター傷害保険証券	教育委員会 総合教育部 教育政策課	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R6. 12. 2
105	R6. 11. 18	R6. 12. 27	ボランティア活動保険証券等	教育委員会 総合教育部 新しい学校推進課	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R6. 12. 2

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
106	R6. 11. 18	R6. 12. 11	保険証券、災害補償規程兼給付表	教育委員会 学校教育部 学校支援課	全部公開	決定期間 延長決定 R6. 12. 2
107	R6. 11. 18	R7. 1. 6	児童会保険証券等	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課	全部公開	決定期間 延長決定 R6. 12. 2
108	R6. 11. 19	R6. 11. 27	職務の執行に対する意見、要望等記録票	環境部 環境指導課	部分公開 5-1	
109	R6. 11. 21	R6. 12. 2	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
110	R6. 11. 22	R6. 12. 3	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
111	R6. 11. 22	R6. 12. 6	健康管理システム抽出ファイル	健康福祉部 保健所 保健予防課	全部公開	
112	R6. 11. 25	R6. 12. 3	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書	環境部 環境指導課	部分公開 5-1	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
113	R6. 11. 27	R6. 12. 19	金入り設計書（公共下水道第69工区楠葉雨水貯留管整備工事等）	上下水道局 上下水道部 下水道整備課	部分公開 5-7	決定期間 延長決定 R6. 12. 5
114	R6. 12. 2	R6. 12. 9	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
115	R6. 11. 29	R7. 1. 10	枚方市駅周辺再整備ビジョン市街地再開発等及び再整備基本計画 検討業務委託の成果品	市駅周辺 まち活性化部	部分公開 5-1 5-6	決定期間 延長決定 R6. 12. 12
116	R6. 12. 2	R6. 12. 10	美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
117	R6. 12. 4	R6. 12. 9	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
118	R6. 12. 4	R6. 12. 18	美容所届出施設一覧、食品衛生業新規施設一覧、食品衛生業廃業 施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
119	R6. 12. 11	R6. 12. 24	食品衛生許可施設一覧、食品衛生届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
120	R6. 12. 18	R6. 12. 23	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
121	R6. 12. 20	R7. 1. 23	枚方市市民公益活動補償保険証券等	市長公室 市民活動課	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
122	R6. 12. 20	R7. 1. 20	賠償責任保険証券等	総務部 財産活用課	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
123	R6. 12. 20	R7. 1. 28	傷害総合保険証券等	健康福祉部 健康づくり課	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
124	R6. 12. 20	R7. 1. 31	一般用総合自動車保険証券等	健康福祉部 保健所 保健予防課	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
125	R6. 12. 20	R7. 1. 24	園児傷害保険証券等	子ども未来部 ひらかた子ども 発達支援センター	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
126	R6. 12. 20	R7. 1. 24	日々雇用者傷害保険証券	子ども未来部 まるっとこども センター	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
127	R6. 12. 20	R7. 1. 17	保険証券等	都市整備部 連続立体交差課	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
128	R6. 12. 20	R7. 1. 24	保険証券等	土木部 用地課	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
129	R6. 12. 20	R7. 1. 24	日本語・多文化共生教室コーディネーター傷害保険証券	教育委員会 総合教育部 教育政策課	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
130	R6. 12. 20	R7. 1. 27	ボランティア活動保険証券等	教育委員会 総合教育部 新しい学校推進課	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
131	R6. 12. 20	R7. 1. 30	児童会傷害保険証券等	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課	全部公開	決定期間 延長決定 R7. 1. 6
132	R7. 1. 6	R7. 1. 16	美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
133	R7. 1. 8	R7. 1. 22	美容所届出施設一覧、食品衛生業新規施設一覧、食品衛生業廃業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
134	R7. 1. 10	R7. 1. 23	クリーニング所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
135	R7. 1. 14	R7. 1. 16	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
136	R7. 1. 16	R7. 1. 23	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
137	R7. 1. 22	R7. 1. 29	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
138	R7. 2. 3	R7. 2. 13	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
139	R7. 2. 4	R7. 2. 14	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
140	R7. 2. 5	R7. 2. 14	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
141	R7. 2. 4	R7. 2. 17	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧、食品衛生業新規施設一覧、食品衛生業廃業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
142	R7. 2. 13	R7. 2. 26	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
143	R7. 2. 13		非営利性の原則に抵触するおそれがあることに起因して行った口頭による行政指導に係る決裁文書等一式等	健康福祉部 保健所 保健医療課		取下げ
144	R7. 2. 14	R7. 2. 26	土地参考図データ	市民生活部 資産税課	全部公開	
145	R7. 2. 14	R7. 2. 28	枚方市内の土地・家屋の登記情報一覧	市民生活部 資産税課	不存在	
146	R7. 2. 21	R7. 3. 4	食品衛生許可施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
147	R7. 2. 26	R7. 3. 6	「都道府県庁、県庁所在地、政令市、中核市、23特別区の受動喫煙対策の調査（2023年度）」の回答等	健康福祉部 保健所 保健医療課	部分公開 5-1	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
148	R7. 3. 3	R7. 3. 10	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
149	R7. 3. 3	R7. 3. 12	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	部分公開 5-1	
150	R7. 3. 4	R7. 3. 13	理容所届出施設一覧、美容所届出施設一覧、食品衛生業新規施設一覧、食品衛生業廃業施設一覧	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
151	R7. 3. 5	R7. 3. 13	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
152	R7. 3. 5	R7. 3. 14	食品衛生施設一覧（集団給食施設）等	健康福祉部 保健所 保健衛生課	全部公開	
153	R7. 2. 19	R7. 3. 3	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
154	R7. 3. 13	R7. 3. 24	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は特定した公文書名	主管課	回答内容	備考
155	R7. 3. 18	R7. 3. 28	穂谷東部地区確定測量図等	観光にぎわい部 農業振興課	全部公開	
156	R7. 3. 19	R7. 3. 25	中高層建築物等建築行為等協議書等	都市整備部 開発調整課	全部公開	
157	R7. 3. 26	R7. 4. 9	市たばこ税啓発用ポケットティッシュの現物支給に係る文書	市民生活部 市民税課	部分公開 5-1 5-3	
158	R7. 3. 28	R7. 4. 7	「市役所庁舎の特定屋外喫煙場所の設置状況等について（照会）」への回答の決裁一式等	総務部 職員課	全部公開	
159	R7. 3. 28	R7. 4. 7	中央安全衛生会議の資料等のうち、喫煙やタバコに関する議題に係る部分	総務部 職員課	不存在	

(注)5-〇は、枚方市情報公開条例第5条各号に規定する次の非公開情報に該当するとして、全部又は一部が公開されなかったことを示しています。

- 5-1…第5条第1号 個人に関する情報
- 5-2…第5条第2号 法令秘情報
- 5-3…第5条第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- 5-4…第5条第4号 任意提供情報
- 5-5…第5条第5号 公共の安全等に関する情報
- 5-6…第5条第6号 審議、検討等情報
- 5-7…第5条第7号 事務又は事業に関する情報

3. 保有個人情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
1	R6. 4. 4	R6. 4. 16	ひとり親家庭相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	
2	R6. 4. 4	R6. 4. 11	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
3	R6. 4. 4	R6. 4. 16	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	不存在	
4	R6. 4. 5	R6. 4. 17	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
5	R6. 4. 9	R6. 4. 16	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
6	R6. 4. 9	R6. 4. 18	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	不存在	
7	R6. 4. 9	R6. 4. 18	障がい者虐待（通報等）受付チェックシート等	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	部分開示 78-1-2 78-1-3	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
8	R6. 4. 15	R6. 4. 19	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
9	R6. 4. 19	R6. 4. 23	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
10	R6. 4. 22	R6. 4. 30	障害支援区分認定調査票、市町村審査会資料（事務局用）	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	全部開示	
11	R6. 4. 24	R6. 5. 1	軽自動車税申告書	市民生活部 市民税課	全部開示	
12	R6. 4. 25	R6. 5. 9	障害支援区分認定調査票	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	全部開示	
13	R6. 4. 25	R6. 5. 9	市町村審査会資料（事務局用）	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	不存在	
14	R6. 4. 26	R6. 5. 10	障害支援区分認定調査票、市町村審査会資料（事務局用）	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	全部開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
15	R6. 5. 1	R6. 5. 13	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
16	R6. 5. 2	R6. 5. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
17	R6. 5. 2	R6. 5. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	不存在	
18	R6. 5. 15	R6. 5. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
19	R6. 5. 20	R6. 5. 31	印鑑証明書交付申請書	市民生活部 市民生活政策課	部分開示 78-1-2	
20	R6. 5. 20	R6. 5. 31	印鑑証明書の発行申請に係る委任状	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
21	R6. 5. 20	R6. 5. 28	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
22	R6. 5. 20	R6. 5. 30	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
23	R6. 5. 27	R6. 6. 3	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
24	R6. 5. 30	R6. 6. 4	DV相談記録	市長公室 人権政策課	全部開示	
25	R6. 5. 31		転籍届	市民生活部 市民課		取下げ
26	R6. 6. 13	R6. 6. 21	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
27	R6. 6. 19	R6. 7. 1	指定医に係る辞退届	健康福祉部 保健所 保健予防課	部分開示 78-1-2	
28	R6. 6. 19	R6. 6. 28	指定医に係る辞退届の添付書類、辞退届を受理した枚方市職員の氏名等	健康福祉部 保健所 保健予防課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
29	R6. 6. 24	R6. 7. 4	税総合オンラインシステムの収納状況画面	市民生活部 納税課	全部開示	
30	R6. 6. 28	R6. 8. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	全部不開示 77-2	
31	R6. 6. 28	R6. 8. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	全部不開示 77-2	
32	R6. 7. 1	R6. 8. 14	児童に係る面談記録等	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	全部開示	決定期間 延長決定 R6. 7. 16
33	R6. 7. 1	R6. 8. 27	児童からの訴えを受けて教育委員会が調査した内容及び教諭に適用された処分内容等	教育委員会 学校教育部 教職員課	不存在	決定期間 延長決定 R6. 7. 16
34	R6. 7. 1	R6. 8. 14	児童に係る面談記録等	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	全部開示	決定期間 延長決定 R6. 7. 16
35	R6. 7. 1	R6. 8. 27	児童からの訴えを受けて教育委員会が調査した内容及び教諭に適用された処分内容等	教育委員会 学校教育部 教職員課	不存在	決定期間 延長決定 R6. 7. 16

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
36	R6. 7. 1	R6. 7. 12	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
37	R6. 7. 1	R6. 7. 11	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	全部開示	
38	R6. 7. 1	R6. 7. 9	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
39	R6. 7. 1	R6. 7. 12	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
40	R6. 7. 1	R6. 7. 11	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	不存在	
41	R6. 7. 1	R6. 7. 12	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
42	R6. 7. 1	R6. 7. 11	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
43	R6. 7. 3	R6. 7. 16	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
44	R6. 7. 4	R6. 7. 17	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
45	R6. 7. 4	R6. 7. 16	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
46	R6. 7. 10	R6. 7. 19	DV相談記録	市長公室 人権政策課	全部開示	
47	R6. 7. 10	R6. 7. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	全部開示	
48	R6. 7. 10	R6. 7. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
49	R6. 7. 10	R6. 7. 24	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	全部不開示 78-1-7	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
50	R6. 7. 10	R6. 7. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	全部開示	
51	R6. 7. 10	R6. 7. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
52	R6. 7. 10	R6. 7. 24	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	全部不開示 78-1-7	
53	R6. 7. 22	R6. 8. 2	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	
54	R6. 7. 23	R6. 8. 30	情報公開・個人情報保護審査会の音声データ	総務部 コンプライアンス 推進課	部分開示 78-1-6 78-1-7	決定期間 延長決定 R6. 8. 5
55	R6. 7. 25	R6. 8. 2	計画説明概要報告書	都市整備部 開発調整課	全部開示	
56	R6. 7. 25	R6. 8. 2	開発行為許可申請に係る施工同意書	都市整備部 審査指導課	全部開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
57	R6. 7. 31	R6. 8. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2	
58	R6. 7. 31	R6. 8. 13	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
59	R6. 7. 31	R6. 8. 14	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	不存在	
60	R6. 8. 9	R6. 8. 19	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
61	R6. 8. 16	R6. 8. 20	DV相談記録	市長公室 人権政策課	全部開示	
62	R6. 8. 16	R6. 8. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
63	R6. 8. 16	R6. 8. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
64	R6. 8. 26	R6. 9. 4	DV相談記録	市長公室 人権政策課	全部開示	
65	R6. 9. 3	R6. 9. 17	児童に係る記録	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	部分開示 78-1-2 78-1-6 78-1-7	
66	R6. 9. 12	R6. 9. 24	職務の執行に対する意見、要望等記録票等	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課	全部開示	
67	R6. 9. 13	R6. 9. 20	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
68	R6. 9. 17	R6. 10. 21	保育所（園）利用申込書・認定こども園及び小規模保育事業利用調整申込書兼保育児童台帳等	子ども未来部 保育幼稚園入園課	存否応答拒否 78-1-1	決定期間 延長決定 R6. 10. 1
69	R6. 9. 20	R6. 10. 3	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	
70	R6. 9. 20	R6. 10. 3	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
71	R6. 9. 24	R6. 10. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
72	R6. 9. 24	R6. 10. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
73	R6. 9. 24	R6. 10. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
74	R6. 9. 26	R6. 10. 10	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	
75	R6. 9. 27	R6. 10. 3	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
76	R6. 10. 3	R6. 10. 17	情報公開・個人情報保護審査会出席後に教育政策課参加者が記したメモ	教育委員会 総合教育部 教育政策課	不存在	
77	R6. 10. 3	R6. 10. 17	情報公開・個人情報保護審査会出席後に放課後子ども課参加者が記したメモ	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課	不存在	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
78	R6. 10. 7	R6. 10. 11	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
79	R6. 10. 9	R6. 10. 17	DV相談記録	市長公室 人権政策課	全部開示	
80	R6. 10. 9	R6. 10. 21	DV相談記録	市長公室 人権政策課	全部開示	
81	R6. 10. 11	R6. 10. 21	DV相談記録	市長公室 人権政策課	全部開示	
82	R6. 10. 21	R6. 12. 4	学校から教育委員会へ提出された事故報告書	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	不存在	決定期間 延長決定 R6. 11. 6
83	R6. 10. 21	R6. 12. 4	いじめ状況調査等	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	部分開示 78-1-2 78-1-6 78-1-7	決定期間 延長決定 R6. 11. 6
84	R6. 10. 22	R6. 10. 24	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
85	R6. 10. 22	R6. 10. 24	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
86	R6. 10. 28	R6. 11. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
87	R6. 10. 28	R6. 11. 1	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
88	R6. 10. 30	R6. 11. 11	固定資産評価審査委員会に対する再弁明書等の提出についての決裁一式	市民生活部 資産税課	全部開示	
89	R6. 11. 1	R6. 11. 11	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
90	R6. 11. 5	R6. 11. 13	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
91	R6. 11. 6	R6. 11. 20	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
92	R6. 11. 11	R6. 11. 18	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
93	R6. 11. 13	R6. 12. 12	固定資産評価審査委員会の口頭意見陳述に係る録音データ及び議事録	固定資産評価審査 委員会事務局	部分開示 78-1-2	決定期間 延長決定 R6. 11. 21
94	R6. 11. 15	R6. 11. 26	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
95	R6. 11. 15	R6. 11. 25	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	全部開示	
96	R6. 11. 18	R6. 11. 22	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	
97	R6. 11. 18	R6. 11. 21	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
98	R6. 11. 19		生活保護ケース記録	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課		取下げ

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
99	R6. 11. 26	R6. 12. 2	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
100	R6. 11. 26	R6. 12. 2	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
101	R6. 11. 25	R6. 12. 20	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	部分開示 78-1-2	
102	R6. 11. 25	R6. 12. 20	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	全部開示	
103	R6. 12. 2	R6. 12. 9	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
104	R6. 12. 4	R6. 12. 12	フロアウィル相談記録	市長公室 人権政策課	全部開示	
105	R6. 12. 4	R6. 12. 17	障がい者虐待（通報等）受付チェックシート	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	全部開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
106	R6. 12. 5	R6. 12. 19	国民健康保険システム帳票	市民生活部 保険年金課	全部開示	
107	R6. 12. 18	R7. 1. 14	幼稚園要録、教育支援計画、指導計画、引継ぎ資料兼勤務記録等	教育委員会 学校教育部 支援教育課	全部開示	決定期間 延長決定 R6. 12. 27
108	R6. 12. 18	R7. 1. 14	業務内容記録に関する文書（教育委員会）	教育委員会 学校教育部 支援教育課	不存在	決定期間 延長決定 R6. 12. 27
109	R6. 12. 18	R7. 1. 6	個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求に対する開示決定に係る決裁一式等	市民生活部 資産税課	全部開示	
110	R6. 12. 19	R6. 12. 23	DV相談記録	市長公室 人権政策課	全部開示	
111	R6. 12. 19	R6. 12. 27	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
112	R7. 1. 10	R7. 1. 17	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
113	R7. 1. 14	R7. 2. 27	いじめ事案に係る教育委員会の電話相談記録等	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	部分開示 78-1-2 78-1-3 78-1-6 78-1-7	決定期間 延長決定 R7. 1. 28
114	R7. 1. 17	R7. 1. 24	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民生活政策課	不存在	
115	R7. 1. 17	R7. 1. 27	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2	
116	R7. 1. 30	R7. 3. 18	返還金についての回議書等	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	部分開示 78-1-2	決定期間 延長決定 R7. 2. 10
117	R7. 2. 7	R7. 2. 13	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
118	R7. 2. 7	R7. 2. 17	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
119	R7. 2. 7	R7. 2. 20	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
120	R7. 2. 7	R7. 2. 21	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	部分開示 78-1-1 78-1-7	
121	R7. 2. 10	R7. 2. 21	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	
122	R7. 2. 10	R7. 2. 20	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	
123	R7. 2. 12	R7. 2. 26	相談記録票	健康福祉部 健康福祉総合相談課	全部開示	
124	R7. 2. 12	R7. 2. 26	生活保護ケース記録	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	全部開示	
125	R7. 2. 12	R7. 2. 19	国税還付金の差押えに係る交渉記録等	市民生活部 納税課	全部開示	
126	R7. 2. 14		小中学校在籍時の成績や生活の様子が伺えるもの	教育委員会 学校教育部 児童生徒課		取下げ

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
127	R7. 2. 17	R7. 2. 25	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
128	R7. 2. 21		築造計画概要書	都市整備部 開発調整課		取下げ
129	R7. 2. 28	R7. 3. 6	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	全部開示	
130	R7. 3. 4	R7. 3. 25	児童記録簿等	子ども未来部 ひらかた子ども 発達支援センター	全部開示	決定期間 延長決定 R7. 3. 17
131	R7. 3. 4	R7. 3. 25	子育て相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	全部開示	決定期間 延長決定 R7. 3. 17
132	R7. 3. 10	R7. 3. 17	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-2 78-1-3	
133	R7. 3. 12	R7. 3. 25	家庭児童相談記録	子ども未来部 まるっとこども センター	部分開示 78-1-7	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
134	R7. 3. 12	R7. 3. 25	家庭児童相談記録等	子ども未来部 まるっとこども センター	部分開示 78-1-1 78-1-7	
135	R7. 3. 12	R7. 3. 25	母子相談記録等	子ども未来部 まるっとこども センター	部分開示 78-1-1 78-1-2 78-1-7	
136	R7. 3. 12	R7. 3. 25	家庭児童相談記録等	子ども未来部 まるっとこども センター	部分開示 78-1-1 78-1-7	
137	R7. 3. 12	R7. 5. 9	教育委員会の電話相談記録等	教育委員会 学校教育部 児童生徒課	全部不訂正	決定期間 延長決定 R7. 4. 10
138	R7. 3. 21	R7. 4. 4	児童票	子ども未来部 公立保育幼稚園課	全部開示	
139	R7. 3. 21	R7. 4. 11	保育児童台帳等	子ども未来部 保育幼稚園入園課	部分開示 78-1-2 78-1-7	決定期間 延長決定 R7. 4. 4
140	R7. 3. 21	R7. 4. 4	母子相談記録等	子ども未来部 まるっとこども センター	部分開示 78-1-1 78-1-2 78-1-7	

番号	請求日	決定日	請求内容又は特定した公文書名	主管課	決定内容	備考
141	R7. 3. 24	R7. 3. 31	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民課	部分開示 78-1-3	

(注)78-1-○は、個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号に規定する次の不開示情報に該当するとして、全部若しくは一部が開示されなかったこと又は存否を明らかにしないで請求が拒否されたことを示しています。また、77-2は、同法第77条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類が未提示又は未提出であることを理由に全部が開示されなかったことを示しています。

78-1-1…第78条第1項第1号 開示請求者に関する情報
78-1-2…第78条第1項第2号 開示請求者以外の個人に関する情報
78-1-3…第78条第1項第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
78-1-4…第78条第1項第4号 国の安全に関する情報
78-1-5…第78条第1項第5号 公共の安全等に関する情報
78-1-6…第78条第1項第6号 審議、検討等情報
78-1-7…第78条第1項第7号 事務又は事業に関する情報

4. 審議会への諮問及び答申の内容等

令和6年度において、審議会への諮問はありませんでした。

5. 審査会答申

情 個 審 答 申 第 7 6 号

令和6年（2024年）4月4日

枚方市教育委員会

教育長職務代理者

委 員 谷 元 紀 之 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年（2023年）10月10日付け教総政第932号により諮問のあった不存在による保有個人情報不開示決定（令和5年（2023年）6月30日付け教総政第450号及び令和5年（2023年）6月30日付け教学放第180号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市教育委員会（事務所管は総合教育部教育政策課及び学校教育部放課後子ども課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和5年（2023年）6月16日に受け付けた保有個人情報開示請求書により、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）77条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①〇〇年〇〇月～〇〇と〇〇“文書回答”に関する文言の入った全ての文書、②〇〇年 放課後子ども課〇〇 教育政策課〇〇双方による〇〇に関する聞き取りの内容、作成資料 メール（〇〇）すべてやりとりのわかるもの、③〇〇月度 〇〇 〇〇 勤務記録 〇〇勤務等報告書」の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち、②及び③に係る部分について、次のア、イ及びウに掲げる本件請求の区分に応じ、それぞれ次に定める決定を行い、審査請求人に対してその旨をそれぞれ通知した。

ア 本件請求の②に係る部分のうち、教育政策課所管分 以下の理由に基づく、不存在による保有個人情報不開示決定（令和5年（2023年）6月30日付け教総政第450号。以下「処分ア」という。）

（対象となる保有個人情報を保有していない理由）

請求に係る保有個人情報は、作成又は取得していないため。

イ 本件請求の②に係る部分のうち、放課後子ども課所管分 以下の理由に基づく、不存在による保有個人情報不開示決定（令和5年（2023年）6月30日付け教学放第180号。以下「処分イ」という。）

（対象となる保有個人情報を保有していない理由）

請求に係る保有個人情報は、作成又は取得していないため。

ウ 本件請求の③に係る部分 以下の理由に基づく、不存在による保有個人情報不開示決定（令和5年（2023年）6月30日付け教学放第180号。以下「処分ウ」という。）

（対象となる保有個人情報を保有していない理由）

〇〇勤務（時間外含む）等勤務報告書は、主たる勤務先以外で勤務した時間も含め、主たる勤務先である〇〇で作成しており、請求に係る保有個人情報（〇〇勤務（時間外含む）等報告書）は、作成していないため。

なお、本件請求のうち①に係る部分については、別途保有個人情報全部開示決定を行っている。

3 審査請求

令和5年（2023年）7月12日、審査請求人は、処分ア、処分イ及び処分ウ（以下「本件処分」という。）を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求に係る保有個人情報の開示を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求のうち、処分ア及び処分イに係る部分について、公印が押印された文書が作成されているにもかかわらず、その作成に当たり課長同士で話し合われた内容について、何らの文書、メモが作られていないはずがない。
- 2 本件請求のうち、処分ウに係る部分について、実際に勤務した年度と異なる年度の勤務報告書を対象としたものであったことが判明したため、処分ウについては争わない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有個人情報不開示決定通知書及び弁明書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 処分ア及び処分イの決定理由

- (1) 課長同士での打合せ、意見交換、協議等は日常的に行われており、それらの内容を地方公共団体等行政文書に記録するかどうかは、その都度当該課長が判断している。
- (2) 処分ア及び処分イに係る打合せは、審査請求人からの問合せに対し、メールや口頭により審査請求人との間で複数回やりとりした経過のほか、両課それぞれが発出することとなった回答書面の内容、〇〇の雇用に当たっての対応方法について、口頭や電話により共有したもので、当該打合せに係る地方公共団体等行政文書は作成していない。
- (3) 両課長の説明に不合理な点はなく、また、文書管理システム、データ共有フォルダ、簿冊を見分して地方公共団体等行政文書が保存されていないことを確認したことから、処分ア及び処分イを行った。
- (4) なお、両課長の打合せは、口頭や電話のほか、主に一対一でやりとりするグループウェアのメッセージ機能（以下「メッセージ」という。）を用いて行っているが、これは職員個人間での意見交換のために行っていたものであり、組織的に用いるものでないことから、地方公共団体等行政文書に該当しないと判断した。

2 処分ウの決定理由

- (1) 審査請求人が任用されていた〇〇は、配属された〇〇を主たる勤務先とし、応援等の

形で主たる勤務先でない〇〇で勤務することもある職である。

- (2) 本件請求の対象となった〇〇勤務（時間外含む）等報告書は、〇〇の出勤日や従事時間帯、勤務パターンの時間、応援先などを記載した書類であり、主たる勤務先である〇〇で〇〇ごとに作成しているもので、応援先での勤務実績も合わせて記載されるものである。
- (3) 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの任期（〇〇年〇〇月で退職）で、〇〇に配属されていたが、〇〇年〇〇月には、本件請求の③に係る部分で対象としたような、〇〇で勤務していたとの記録はなく、仮に勤務していたとしても、その勤務実態は、主たる勤務先である〇〇で作成された〇〇勤務（時間外含む）等報告書に記載すべき事項としており、それら応援先の〇〇勤務（時間外含む）等報告書には記録されないものである。
- (4) 実施機関は、本件請求の③に係る部分に該当する地方公共団体等行政文書が存在しないことを確認し、処分ウを行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、処分ア、処分イ及び処分ウの是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 まず、処分ア及び処分イについて検討する。

- (1) 一般的に、個人情報保護法に基づく開示請求に対して、不存在による保有個人情報不開示決定がなされる場合としては、①当該開示請求の対象とされた保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を実施機関が取得又は作成のいずれもしていない場合、②当該開示請求の対象とされた保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を実施機関が取得し、又は作成したが、当該保有情報の保存期間の満了により廃棄された場合、③当該開示請求の対象とされた保有個人情報が記録された情報が、地方公共団体等行政文書に当たらない場合が考えられる。

この点、実施機関は、処分ア及び処分イの理由として、本件請求に係る情報について上記①の「対象とされた保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を作成していない」旨及び上記③の「対象とされた保有個人情報が記録された文書が、地方公共団体等行政文書に当たらない」旨を主張している。そこで、実施機関の事務処理において、本件請求に係る保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書が作成されるものであるかという点及び本件請求に係る保有個人情報が記録された情報が地方公共団体等行政文書に該当するかという点について、実施機関の主張に合理性及び妥当性があるかを検討する。

- (2) まず、本件請求の②に係る保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書が作成されるものであるかという点について検討する。
- (3) 実施機関によると、課長同士での打合せや意見交換は日常的に行われており、それら

の内容を地方公共団体等行政文書に記録するかどうかは、その都度当該課長が判断しているとのことである。そうすると、本件請求に係る打合せは、審査請求人からの問合せに対し、メールや口頭により審査請求人との間で複数回やりとりした経過等を、両課長の間で口頭や電話により共有したものであり、当該打合せに係る地方公共団体等行政文書を作成していないとする実施機関の主張には不自然な点はなく、合理性を欠くものであるとはいえない。

- (4) 次に、メッセージでのやりとりのうち、本件請求の②に係る保有個人情報記録された情報が地方公共団体等行政文書に該当するかという点について検討する。
- (5) 個人情報保護法60条1項において、「地方公共団体等行政文書」とは、地方公共団体の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関が保有しているものと定義されている。ある文書、図画又は電磁的記録が組織的に用いるものに該当するかどうかは、作成・取得、利用、保存・廃棄の状況を総合的に考慮して実質的に判断する必要があるところ、一般的に、起案前の下書きや職員個人の検討段階の文書は組織共用性があるとはいえず、地方公共団体等行政文書には該当しないと解されている。
- (6) 当審査会において、メッセージの内容を見分したところ、両課それぞれが審査請求人からの問い合わせへの回答に係る決裁を起案する前の過程で、両課からの回答間内容に齟齬が生じないよう確認を行った程度にとどまるもので、組織的に用いるものとはいえず、地方公共団体等行政文書に該当するとはいえない。
- (7) 審査請求人は、審査請求書及び反論書並びに意見陳述の場において、種々主張しているが、上記で検討したもののほか、実施機関において本件請求の②の対象となる保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を保有しているとする具体的な根拠はもとより、それを推認させるに足りる事情を示しているとはいえない。また、実施機関において、本件請求の②に係る保有個人情報を保有していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 次に、処分ウについて検討する。

請求内容に記載されている年度に審査請求人の勤務実績がないため、勤務報告書が作成されていないとする実施機関の主張に何ら不自然な点はなく、この点について審査請求人も認めている。

3 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年（2023年） 10月11日	諮問書の収受
令和5年（2023年） 12月19日	審査庁からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、 審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審 査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会か ら実施機関への質疑応答、審査
令和6年（2024年） 2月20日	審査
令和6年（2024年） 4月4日	審査、答申

情 個 審 答 申 第 7 7 号

令和6年（2024年）6月26日

枚方市教育委員会

教育長職務代理者

委 員 谷 元 紀 之 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年（2023年）12月22日付け教総政第1185号により諮問のあった保有個人情報部分開示決定（令和5年（2023年）8月9日付け教学職第733号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市教育委員会（事務所管は学校教育部学校教育室教職員課（機構改革により令和6年度（2024年度）は学校教育部教職員課）。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和5年（2023年）7月26日に受け付けた保有個人情報開示請求書により、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）77条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①〇〇年〇〇月〇〇日の件で、市教委内で〇〇の件が扱われた経過と結果と内容。（校長報告開示は受けたがその後の処分に関わる内容と理由がわからないので）〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までかかったことについての理由が知りたい。②〇〇年〇〇月〇〇日の件で同じく市教委内で〇〇の件がどう扱われたのかの経過と結果と内容がわかるもの。」の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち、①に該当するものとして、「・枚方市立学校教諭に対する〇〇について（〇〇年〇〇月〇〇日付け部長決裁）、・教職員の〇〇に係る調査報告書（報告）、・顛末書、・聴取記録（〇〇年〇〇月〇〇日）、・聴取記録（〇〇年〇〇月〇〇日）、・〇〇の読み原稿」の5件の文書を特定の上、以下の理由に基づき、その一部の開示をする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年（2023年）8月9日付けで審査請求人に通知した。

（保有個人情報部分開示の理由）

教職員の〇〇に係る調査報告書（報告）について

・個人情報保護法78条1項2号に該当

保護者氏名と校長の年齢・勤務履歴は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。

・個人情報保護法78条1項7号に該当

個人の評価に関する記述は、開示することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。

〇〇の読み原稿について

・個人情報保護法78条1項7号に該当

実施されていない〇〇（以下「本件文書」という。）は、開示することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。

なお、本件請求のうち、②に該当する部分に対しては、別途、不存在による保有個人情報

報不開示決定が行われている。

3 審査請求

令和5年（2023年）8月9日付けで、審査請求人は、本件処分のうち、本件文書を不開示とした部分（以下「本件審査請求対象処分」という。）を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件審査請求対象処分を取り消し、本件文書の開示を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、審査請求人が枚方市教育委員会から職権による呼び出しをされた理由がわかる文書である。当事者である審査請求人には、呼び出しに至る経過や理由が明かされておらず、議事録など、本件文書以外にそれらの内容がわかる文書はないため、開示すべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の本件処分についての通知書及び弁明書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、実施機関が調査結果を基に審査請求人への〇〇が必要と判断し、〇〇年〇〇月〇〇日に実施する〇〇で読み上げる予定であったものである。
- 2 しかし、審査請求人が拒否したことにより〇〇の実施が中断され、また、審査請求人が〇〇したため、本件文書に係る〇〇は実施されていない。
- 3 このことを踏まえると、本件請求に応じて本件文書を開示することは、職員への〇〇の実施前にその内容を職員本人に開示することとなり、〇〇の執行において適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- 4 加えて、〇〇が最終的に確定し効力を持つのは、本件文書を審査請求人の前で読み上げた時点であることを踏まえると、読み上げられなかった本件文書については、そのもの自体に何ら有効性があるものではなく、単なる案段階の文書である。人事管理に係る事務について、案段階のものを開示することは、今後の行政執行に支障を及ぼすおそれがある。
- 5 したがって、個人情報保護法78条1項7号への「開示することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから、本件審査請求対象処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 実施機関は、個人情報保護法78条1項7号へに該当するとして本件審査請求対象処分を行っているため、当審査会では、本件文書の記載事項が同号へに該当するか検討する。
- 2 本件文書は、実施機関が審査請求人に対して人事管理上の必要から行う予定であった〇〇の原稿であるところ、当審査会において、本件文書を見分したところ、〇〇の対象となる事案と〇〇の内容が記載されていた。
- 3 人事管理上の〇〇については、当該〇〇の実施前にその内容を当事者に知らせることとなった場合、例えば〇〇の実施の妨害を図るといった行為が行われる可能性が容易に想定されるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張に不合理な点はないと認められ、本件文書の記載事項は、個人情報保護法78条1項7号へに該当する情報であると認められる。
- 4 なお、本件文書の記載事項のうち、〇〇の対象者の氏名や実施年月日等については開示の可否を検討する余地はあるが、それらの部分は一定程度、審査請求人が記載されていることを推測することができるものでもあり、開示したところで審査請求人の求めに応えることはできないことから、本件処分を取り消し、当該部分を開示すべきとする判断までには至らない。
- 5 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年（2023年） 12月25日	諮問書の収受
令和6年（2024年） 2月20日	審査庁からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、 審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和6年（2024年） 6月26日	審査、答申

情 個 審 答 申 第 7 8 号

令和6年（2024年）6月26日

枚方市教育委員会

教育長職務代理者

委 員 谷 元 紀 之 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年（2023年）12月22日付け教総政第1185号により諮問のあった不存在による保有個人情報不開示決定（令和5年（2023年）8月8日付け教学児第647号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市教育委員会（事務所管は学校教育部教育支援室児童生徒支援課（機構改革により令和6年度（2024年度）は学校教育部児童生徒課）。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和5年（2023年）7月26日に受け付けた保有個人情報開示請求書により、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）77条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①〇〇年〇〇月〇〇日の件で、市教委内で〇〇の件が扱われた経過と結果と内容。（校長報告開示は受けたがその後の処分に関わる内容と理由がわからないので）〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までかかったことについての理由が知りたい。②〇〇年〇〇月〇〇日の件で同じく市教委内で〇〇の件がどう扱われたのかの経過と結果と内容がわかるもの。」の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち②（以下「本件請求情報」という。）について、以下の理由に基づき、不存在による保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年（2023年）8月8日付けで審査請求人に通知した。

（対象となる保有個人情報を保有していない理由）

請求内容に係る情報を作成していないため。

なお、本件請求のうち、①に該当する部分に対しては、別途、保有個人情報部分開示決定が行われている。

3 審査請求

令和5年（2023年）8月9日付けで、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求情報の開示を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 〇〇年〇〇月〇〇日の件（以下「本件事案」という。）は、本件請求のうち①に該当するものとして開示された文書においても〇〇事案として引用されていることから、自身の処遇について枚方市教育委員会で検討された経過や結果を知りたい。本件事案につい

て、枚方市教育委員会に呼び出され、事情聴取をされた事実があり、文書が作成されていないとは思えない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有個人情報を開示しない旨の決定についての通知書及び弁明書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関内での意見交換及び協議は日常的に行われており、それらの内容を地方公共団体等行政文書に記録するかどうかは、その都度課長が判断している。
- 2 本件処分に先立ち、本件事案に関する協議について、当時の〇〇に確認したところ、〇〇からの報告書をもとに口頭で実施しており、地方公共団体等行政文書の作成は行っていないとの説明が得られた。
- 3 また、〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇で行われた本件事案に係る聴取について、出席した当時の課長及び主幹に確認したところ、審査請求人からの弁明を聞くことに終始し、当初予定していた事情聴取を行うことができなかったため、地方公共団体等行政文書としての記録の作成には至らなかったとの説明が得られた。
- 4 文書管理システム、データ共有フォルダ及び簿冊を検索し、該当する地方公共団体等行政文書が保存されていないことを確認した上で、本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、本件事案に係る実施機関内での協議内容や審査請求人への聴取内容を記録した文書の開示の請求に対する、不存在による保有個人情報不開示決定について提起されたものである。
- 2 一般的に、個人情報保護法に基づく開示請求に対して、不存在による保有個人情報不開示決定がなされる場合としては、①当該開示請求の対象とされた保有個人情報を実施機関が取得又は作成のいずれもしていない場合、②当該開示請求の対象とされた保有個人情報を実施機関が取得し、又は作成したが、当該保有個人情報の保存期間の満了により廃棄された場合、③当該開示請求の対象とされた保有個人情報が、実施機関が取得し、又は作成したものに当たらない場合が考えられる。

この点、実施機関は、本件処分の理由として、本件請求情報について、上記①の「対象とされた保有個人情報を作成していない」旨を主張しているので、実施機関の事務処理において、本件請求情報が作成されるものであるか、さらには、その実施機関の主張に合理性及び妥当性があるかを検討する。

- 3 実施機関の説明によると、〇〇からの報告書を受けて審査請求人の言動について検討

した結果、本件事案は〇〇その他それに類するものに相当するものではないと判断したため、その内容に関する地方公共団体等行政文書は作成しなかったとのことである。また、審査請求人に対して行う予定であった聴取については、審査請求人からの弁明を聞くことに終始し、当初予定していた事情聴取を行うことができなかったため、地方公共団体等行政文書は作成しなかったとのことである。これらの状況を踏まえると、日常的に行われている課内での意見交換及び協議について、それらの内容を地方公共団体等行政文書に記録するかどうかはその都度課長が判断しているところ、本件事案に関しての地方公共団体等行政文書を作成しないと課長が判断したという実施機関の主張は、合理性を欠くものであるとはいえない。

- 4 審査請求人は、審査請求書及び反論書並びに意見陳述の場において、種々主張しているが、上記で検討したもののほか、実施機関において本件請求情報が記録された地方公共団体等行政文書を保有しているとする具体的な根拠はもとより、それを推認させるに足りる事情を示しているとはいえない。また、実施機関において、本件請求情報を保有していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点があるとは認められない。
- 5 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年（2023年） 12月25日	諮問書の収受
令和6年（2024年） 2月20日	審査庁からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、 審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査 請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から 実施機関への質疑応答、審査
令和6年（2024年） 6月26日	審査、答申

情 個 審 答 申 第 7 9 号
令和6年（2024年）6月26日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委 員 谷 元 紀 之 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年（2024年）2月14日付け教総政第1537号により諮問のあった保有情報
不存在決定（令和5年（2023年）9月15日付け教学児第806号）に対する審査請求
について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市教育委員会（事務所管は学校教育部教育支援室児童生徒支援課（機構改革により令和6年度（2024年度）は学校教育部児童生徒課）。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和5年（2023年）9月4日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「・〇〇小学校において学校が児童に自らの写真を提出させたことについて、その使用目的および管理方法などを保護者に知らせた内容・また上記写真提出について保護者の承諾をとったことがわかるもの」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年（2023年）9月15日、実施機関は、本件請求に対し、以下の理由に基づき保有情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（対象となる保有情報を保有していない理由）

請求内容に係る情報を作成又は取得していないため。

3 審査請求

令和5年（2023年）12月12日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求に係る保有情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 未成年の児童本人に写真を撮影させ担任を通じて学校に提出させたことについて、以下のことから、未成年である児童の法定代理人である保護者に対し、説明をしていないことは考えられず、また警察等への第三者提供を前提としていることから保護者に確認をとっていないとすると不自然である。

- (1) 全ての小・中学校で児童の自撮り写真を収集している事実がないことから、児童の写真を使用することは学校教育に必要不可欠なものではなく、必要性が認められないデータベースを作成するのであれば、本人に通知することが必要である。今回のように本

人が児童である場合は、法定代理人である保護者に通知することが自然である。

- (2) 児童は、写真の収集方法や取扱い方法が適切であるかどうかの判断をすることが困難であり、複数の児童は、写真を学校に提出することを保護者が知っているものと認識している。
 - (3) 仮に保護者に連絡していないとすれば、保護者は自らが保護する「児童の写真」という重要な個人情報为学校に提出されたことを知り得ることすらできず、児童本人の「個人情報をコントロールする権利」を監督する義務を保護者が守ることができない。
 - (4) 児童に対し、利用目的の一例として「迷子の時に警察など周りの人に見せる」という説明をしていることから、児童本人に提出させている時点で第三者に提供することが前提である。
 - (5) 実施機関の弁明書によると、「取得する個人情報の使用目的が明らかであるかどうか」により、保護者への説明文書作成の要否を判断しているとのことであるが、「テストに氏名を書く」、「保健室の使用リストに氏名を書く」という場合と異なり、写真がどのような目的で利用されるかを児童が理解するのは困難であり、「使用目的が明らかである」とはいえない。
- 2 よって、児童の写真を収集する目的等について保護者に何らかの通知をしたと考えることが自然であり、本件請求に係る文書を「作成していない」とする〇〇小学校の学校長（以下「当該学校長」という。）の説明は虚偽であり、審査請求人に対する嫌悪の感情によるものとする。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報不存在決定通知書及び弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 一般的には、小学校での個人情報の取得は日常的に行われており、使用目的等を保護者へ説明する文書を作成するかどうかは、取得する個人情報の使用目的が明らかであるかどうかにより、その都度学校長が判断している。
- 2 本件処分に先立ち、実施機関は「〇〇小学校において学校が児童に自らの写真を提出させたことについて、その使用目的および管理方法などを保護者に知らせた内容」（以下「本件請求情報1」という。）に係る文書の存在について、当該学校長へ確認したところ、当該事案については、「在籍する教職員が児童個人の名前と顔を一致させるため」などに利用することが目的であり、このことは一般的な教育活動の範囲の中で行われるもので、改めて保護者へ説明する必要がないものと当該学校長が判断したため、保護者へ説明する文書の作成は行っていないとの説明が得られた。
- 3 また、実施機関は「上記写真提出について保護者の承諾をとったことがわかるもの」（以下「本件請求情報2」という。）に係る文書についても、当該学校長に確認したところ、保護者へ説明する文書は作成しておらず、そもそも保護者へ承諾の依頼をしていないた

め存在していないとの説明が得られた。

- 4 以上のことから、実施機関としては、当該学校長の説明に不合理な点はないと判断し、本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、〇〇小学校において、児童に自らの写真を提出させたことに関し、その使用目的及び管理方法などを保護者に知らせた内容並びに当該写真を収集することについて保護者の承諾をとったことがわかる文書の不存在決定について提起されたものである。
- 2 一般的に、公開条例に基づく公開請求に対して、保有情報の不存在決定がなされる場合としては、①当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得又は作成のいずれもしていない場合、②当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得し、又は作成したが、当該保有情報の保存期間の満了により廃棄された場合、③当該公開請求の対象とされた保有情報が、実施機関が取得し、又は作成したものに当たらない場合が考えられる。

この点、実施機関は、本件処分の理由として、本件請求情報1及び本件請求情報2について上記①の「作成していない」旨を主張しており、本審査会では、実施機関の事務処理において、本件請求に係る文書が作成されるものであるか、さらには、実施機関の当該主張に合理性及び妥当性があるかを検討する。

- 3 審査請求人は、当該写真の利用目的は児童が判断するには困難な内容であること、実施機関が児童に説明した利用目的と弁明書に記載する利用目的が異なっていることなど、種々の理由を示し、本件請求情報1に係る文書が存在しないことが不自然であると主張する。

これに対し、実施機関の説明によると、小学校での個人情報の取得は日常的に行われており、利用目的等を保護者へ説明する文書を作成するかどうかは、取得する個人情報の利用目的が明らかであるかどうかにより、その都度学校長が判断しているとのことである。

この点、〇〇小学校においては、本件請求の当時は当該写真の利用目的を保護者に通知することはしていなかったが、現在は、個人情報の取扱いに不安を覚える保護者への配慮として、当該写真の利用目的を保護者に文書で通知するよう運用を改めたとのことである。当該運用の変更は望ましい対応であると認められるものの、本件請求の当時に本件請求情報1に係る文書が作成されていないとする実施機関の説明に不合理な点はないと認められる。

- 4 また、審査請求人は、今回収集した顔写真が要配慮個人情報と結び付けて利用されることを考えると、当該写真を収集するに当たり保護者の承諾を得ていないのは不自然であ

り、本件請求情報２に係る文書が存在するはずであると主張する。しかし、個人情報の保護に関する法律において、行政機関等が個人情報を取得するに当たっては、本人が未成年者である場合、本人のみならず保護者からも同意を得なければならないとする規定は置かれておらず、本件請求情報２に係る文書が作成されていないとする実施機関の説明に不合理な点はないと認められる。

５ また、当審査会から審査請求人に対し、〇〇小学校から保護者に配付されるべきものが審査請求人にだけ配付されなかった事例の有無や本件請求情報２に係る文書が他の保護者に配付された事実の存否について質疑を行ったが、いずれもそのような事実を確認することができなかった。

６ これらの点から判断すると、本件請求に係る文書は作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、他に対象となる文書の存在を推認させる事情も認めることができない。

７ 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和６年（２０２４年） ２月１５日	諮問書の収受
令和６年（２０２４年） ４月４日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、 審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和６年（２０２４年） ６月２６日	審査、答申

情 個 審 答 申 第 8 0 号

令和6年（2024年）8月29日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年（2024年）7月19日付け総コ推第3—12号により諮問のあった保有情報不
存在決定（令和6年（2024年）2月15日付け環政第1720号）に対する審査請求
について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は環境部環境政策課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和6年（2024年）2月2日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「添付資料（写真）の「警告」看板について 1）看板のタイトルに「警告」とした根拠・理由に係る資料文書。 2）看板の最後の文言（発信者？）に地元自治会を明記した根拠・理由に係る資料文書。 3）バラマキ状態で配布設置の根拠理由に係る資料文書。又条例違反とする条例10条、11条、21条の実態資料文書。」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年（2024年）2月15日、実施機関は、本件請求に対し、以下の理由に基づき保有情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（対象となる保有情報を保有していない理由）

1）及び2）

社会通念上問題のない表記であり、特に公文書が存在しうる内容の請求でないため。

3）のうち、「配布設置の根拠理由に係る資料文書」に関する部分

配付の根拠に関しては、被害の実情に応じて配付しているものであり、根拠としての公文書が存在しうる内容の請求でないため。

設置の根拠に関しては、それぞれの設置者において設置をしているものであり、本市が保有する情報ではないため。

3）のうち、「条例違反とする条例10条、11条、21条の実態資料文書。」に関する部分

条例に基づく措置命令の実績が0件であり、文書が存在しないため。

3 審査請求

令和6年（2024年）4月4日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の公開及び具体的な不存在理由の説明を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求に係る看板（以下「本件看板」という。）は枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例（以下「ポイ捨て条例」という。）に基づくものであるにもかかわらず、ポイ捨て条例には「警告」という文言は用いられていないことから、不適切である。また、実施機関は、本件看板を啓発看板であると言うが、それならば警告という表現をやめ、飼い主等の責務を明記するべきである。警告という文言を用いるのであれば、定義、用途、目的等を明確に明文化するべきであるから、社会通念上問題のない表記であるとする不存在理由は誤りであり、具体的な説明を求める。
- 2 本件看板に地元自治会と表記していることについて、実施機関はポイ捨て条例7条4項の「市民等は、市の施策に協力しなければならない。」の市民等に地元自治会が含まれると説明している。本件看板の配付を地元自治会の役割とするならば、市と地元自治会の間の契約書があるはずであり、それを公開すべきである。
- 3 本件看板について、実施機関は、被害の実情に応じて配付していると説明するが、看板が設置された場所に犬のふんの放置実態がない。ポイ捨て条例に基づく措置命令の実績は0件、被害の実情も不明で、設置のルールもなく、バラマキ状態である本件看板は不適切であるため、具体的な不存在理由を説明すべきである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報不存在決定通知書、弁明書及び当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件看板に「警告」という表現を用いているのは、犬のふんの放置に係る市民等からの相談が多く寄せられていることに鑑み、犬のふんの放置は罰則規定のあるポイ捨て条例に違反する行為であることを周知し、違反行為の抑止力となるよう、広く一般的に使われている言葉を使用しているものであり、特段、警告という表現を用いることについての根拠・理由に係る文書は作成していない。
- 2 ポイ捨て条例7条4項の「市民等は、市の施策に協力しなければならない。」の「市民等」には、市民により構成される地元自治会も含まれ、「市の施策」には、啓発看板の配付も含まれる。以上のとおり、地元自治会が啓発看板の配付に協力することは、ポイ捨て条例に定められた責務の範囲内であるから、地元自治会という表現を用いることについての根拠・理由に係る文書は作成していない。
- 3 本件看板は、ポイ捨て条例1条の「ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの公共の場所等への放置のない清潔で美しいまちをつくり、もって市民の快適な生活環境の確保に資すること」という目的を達成するために作成・配付しているものである。ポイ捨て条例5条1項に規定する「土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にポイ捨て

てをされ、及び犬のふんを放置されないように努めなければならない。」という土地所有者等の責務を果たすための対策の一つとして本件看板を活用しているが、ポイ捨て及び犬のふんの放置に関する被害は多種多様であり、その場に適した対策を行う必要があることから、設置の基準、場所、期間等を定めておらず、配付設置の根拠理由に係る文書は作成していない。

- 4 ポイ捨て条例10条1項「何人も、みだりにポイ捨てをしてはならない。」、2項「飼い主等は、犬のふんの放置をしてはならない。」、11条「市長又は市長が指定する職員は、前条の規定に違反したものに對し、ポイ捨てをされた飲食物容器及び吸い殻等の回収、放置された犬のふんの適正な処理その他の必要な措置を採ることを命ずることができる。」及び21条「11条の規定による命令に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。」に基づく措置命令の実績は0件であることから、当該措置命令の実態資料文書は作成していない。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、「本件看板に警告という表現を用いた根拠・理由に係る文書（以下「本件請求情報①」という。）、本件看板に地元自治会と明記した根拠・理由に係る文書（以下「本件請求情報②」という。）、本件看板の配付及び設置の根拠理由に係る資料文書（以下「本件請求情報③」という。）、ポイ捨て条例10条、11条、21条の実態資料文書（以下「本件請求情報④」という。）」の不存在決定について提起されたものである。
- 2 一般的に、公開条例に基づく公開請求に対して、保有情報の不存在決定がなされる場合としては、①当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得又は作成のいずれもしていない場合、②当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得し、又は作成したが、当該保有情報の保存期間の満了により廃棄された場合、③当該公開請求の対象とされた保有情報が、実施機関が取得し、又は作成したものに当たらない場合が考えられる。

この点、実施機関は、本件処分の理由として、本件請求の対象とされた保有情報の全てについて上記①の「作成していない」旨を主張しており、本審査会では、実施機関の事務処理において、本件請求に係る文書が作成されるものであるか、さらには、実施機関の当該主張に合理性及び妥当性があるかを検討する。

- 3 本件請求情報①及び本件請求情報②について

- (1) 本件請求情報①について、審査請求人は、本件看板に記載された「警告」という文言はポイ捨て条例に記載がないため、定義、用途、目的等を明文化すべきであると主張する。これに対して、実施機関は、当該文言はポイ捨て条例に規定する違反行為に罰則規定が設けられていることを周知し、当該違反行為の抑止力となるように広く一般的に

使われている言葉を使用しているものであるため、特段、当該文言を使用することについての根拠・理由に係る文書は作成していないと主張する。

(2) また、本件請求情報②について、審査請求人は、本件看板の配付を地元自治会の役割とするならば、市と地元自治会の間の契約書があるはずであると主張する。これに対して、実施機関は、啓発看板の配付その他の啓発のための市の施策に協力することは、ポイ捨て条例に規定された市民により構成される地元自治会の責務の範囲内であることから、本件看板に地元自治会という表現を用いることについての根拠・理由に係る文書は作成していないと主張する。

(3) 一般に、看板を作成するに当たっては、その記載内容の検討に係る記録が作成されることは当然に考えられる。この点、当審査会から実施機関に聴き取りを行ったところ、本件看板の記載内容は、課内での打合せにより決定したものであるが、その内容を文書に記録することは行わなかったとのことであった。

(4) 本件請求情報①及び本件請求情報②に係る文書は、意思形成過程に関するものとして作成されてしかるべき文書であると解するが、以上の実施機関の説明及び主張には不自然な点は認められない。

4 本件請求情報③について

(1) 審査請求人は、本件看板の設置場所に犬のふんの放置の実態がないにもかかわらず、基準なく配付する根拠を示すべきと主張しているものと解される。この点、実施機関によると、犬のふんの放置の対策の一つとして活用している当該看板は、犬のふんの放置による多種多様な被害に対応するため事案ごとの状況に応じて配付しているものであることから、設置の基準、場所、期間等を定めていないとのことであった。

(2) しかしながら、看板を作成するに当たっては予算の執行を伴うため、配付する数量を見込むなどの目的から、設置の基準に相当する事項を検討するものと考えられることから、当該検討に関する文書が作成されたかどうか、当審査会から実施機関に聴き取りを行ったところ、実施機関の窓口や電話で寄せられた犬のふんの放置に係る相談に応じた職員の判断により看板の配付枚数等を決めており、設置の基準、場所、期間等については定めていないとの回答が得られた。

(3) 以上の実施機関の説明及び主張には不自然な点は認められず、合理性及び妥当性を欠くものとは認められない。

5 本件請求情報④について

実施機関の説明によると、ポイ捨て条例10条、11条及び21条に基づく措置命令の実績は0件であるとのことであり、本件請求情報④に係る文書が存在しないことは、合理性及び妥当性を欠くものとは認められない。

6 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年（2024年） 7月19日	諮問書の収受
令和6年（2024年） 7月25日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、 審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審 査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会か ら実施機関への質疑応答、審査
令和6年（2024年） 8月29日	審査、答申

情 個 審 答 申 第 8 1 号

令和6年（2024年）10月9日

枚方市教育委員会

教育長職務代理者

委 員 谷 元 紀 之 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年（2024年）6月20日付け教総政第417号により諮問のあった保有情報公開決定（令和5年（2023年）9月15日付け教学児第807号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市教育委員会（事務所管は教育支援室児童生徒支援課（機構改革により令和6年度（2024年度）は児童生徒課）。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和5年（2023年）9月4日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇小学校において、児童より収集した顔写真を用いたデータベースについて、顔写真にひもついている項目がわかるもの」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年（2023年）9月15日、実施機関は、本件請求に対し、「児童資料（ひな型）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その全部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年（2024年）3月27日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書以外の本件請求に該当する文書を特定し、その全部の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求に対し実施機関が特定した本件対象文書によると、児童の顔写真には学年、組、番号及び氏名がひもづけられている。しかし、本件処分の後に〇〇小学校から〇〇を通じて保護者に配信された文書には、児童の顔写真は、アレルギーや様々な個別対応等、どの児童にどのような対応が必要であるのか共有するために利用している旨が記載されていた。
- 2 このことから、児童の顔写真の収集目的に「アレルギー対応」、「様々な個別対応」が含まれていることは明らかであるが、データベースにこれらの項目がないのであれば、収集目的を達成できていないことになるため不自然であり、本件処分は、〇〇小学校が、児童の顔写真と要配慮個人情報結びついていることを意図的に秘匿したものと考えられる。

- 3 顔写真データベースにひもづいた項目がわかるものを求めた保有情報公開請求に対して、児童の顔写真とアレルギーなどの要配慮個人情報にひもづけられていることが明らかにならないことは、児童の個人情報保護の観点から不適切であるから、〇〇小学校における児童の顔写真収集の方法や目的、その管理方法、データベースの実態、その他の個人情報と結びつけた使用などについて、詳細を調べた上で正確な情報を公開することを求める。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報公開決定通知書及び弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分に先立ち、実施機関は本件請求に対応する文書の存在について、〇〇小学校の学校長に確認を行った。その結果、児童の顔写真は、児童が迷子になった時の捜索や児童のアレルギー対応等の個別具体的な場面において、教職員が児童の顔と名前を一致させるために閲覧して利用することはあるが、データベースにおいて児童の顔写真とひもづいている項目は上記の項目のみであるとの説明が得られた。
- 2 実施機関としては、当該学校長の説明に不合理な点はないと判断し、本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、本件請求に対し実施機関が本件対象文書を特定し、その全部を公開した本件処分について、本件対象文書以外に本件請求の対象となる文書が存在するはずであり、その保有情報の公開を求めるとして提起されたものである。
- 2 そこで、当審査会では、実施機関における本件請求に対する公文書の特定の妥当性について検討する。
- 3 審査請求人は、〇〇小学校において、アレルギー等の情報とひもづけて児童の顔写真を利用しているのであれば、本件請求に対して、当該アレルギー等の情報が記録された文書を特定するべきであると主張している。
- 4 これに対する実施機関の説明によると、本件対象文書は児童の顔写真並びに学年、組、番号及び氏名のみが記録された文書であって、〇〇小学校において、本件対象文書は、迷子になった児童を捜索する場面やアレルギー等のある児童に対して現場対応を行う必要がある場面等において、主に担任の教職員以外の教職員が児童の顔と名前を一致させるためなどに用いているに過ぎず、アレルギー等の情報が記録された文書は、本件対象文書とは別に管理されているとのことであった。
- 5 一般に、情報がひもづいている状態とは、例えば同一のデータベース上や同一の文書上

に記録されているなど、一体的に情報が管理されている状態を指すと解される場所、アレルギー等の情報が記録された文書は、「児童より収集した顔写真を用いたデータベースについて、顔写真にひもづいている項目」に該当するものであるとは認められない。

6 児童の顔写真は、ある特定の場面を想定して管理しているのではなく、学校教育活動において、教職員が児童の顔と名前を一致させる必要がある際に閲覧するものであり、本件請求の対象となる文書は本件対象文書以外にはないとの実施機関の主張に不合理な点はなく、本件処分が妥当性を欠くものであるとはいえない。

7 なお、本件審査請求は、本件処分があったことを審査請求人が知った日の翌日から起算して3月以上が経過した令和6年（2024年）3月27日に提起されたものである。審査庁の説明によると、本件審査請求は、同月22日付けで〇〇小学校から保護者宛てに発出された文書により、本件請求において公開されるべき文書は本件対象文書以外にも存在するという疑念を抱いたことを契機に提起されたものであるところ、審査請求をすることができる期間内に、審査請求人が当該保護者宛てに発出された文書に記載された内容を認識することは不可能であり、また、当該疑念を抱いた後には速やかに本件審査請求を提起していることも加味すれば、審査請求をすることができる期間の徒過の責を審査請求人に帰すべき事情がないとして、行政不服審査法18条1項ただし書きに規定する正当な理由があるものと認めたとのことである。

「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、市民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて行政処分が違法又は不当であることを疑うに足る事実を知ることができたかどうか、また、当該疑うに足る事実を知ることができたときから相当な期間内に審査請求を提起したかどうかによって判断すべきものであるところ、当審査会としても、上記の審査庁の判断は妥当なものであると認められることを申し添える。

8 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年（2024年） 6月21日	諮問書の收受
令和6年（2024年） 8月29日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、 審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和6年（2024年） 10月9日	審査、答申

情 個 審 答 申 第 8 2 号

令和7年（2025年）3月6日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年（2024年）10月18日付け総コ推第41－8号により諮問のあった保有情報部分公開決定（令和6年（2024年）2月2日付け都調第1680号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は都市整備部開発調整課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和6年（2024年）1月24日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「公開条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「私は別紙①の建築概要書の建築物を購入、居住中。枚方市が別紙②の○で囲んだ該当部分を道路としています。（別紙③参照）この道路は以前、建築基準法上の42条2項道路であったが、〇〇年に建築基準法上の道路に該当しない判定がなされている。建築基準法上の42条2項道路であった資料。建築基準法上の道路に該当しない決定をした、その根拠となる資料、決定通知を請求する。・現在、この道路は建築基準法上の道路に該当していない道路であるが、生活に必要な道路であり廃道になっていないにもかかわらず、この道路部分に別紙④建築計画概要書にある建築の許可を出している。根拠となっている資料を請求する。」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年（2024年）2月2日、実施機関は、本件請求のうち、「建築基準法上の道路に該当しない決定をした、その根拠となる資料」に該当するものとして「建築基準法第42条による道路判定（S52-045）」（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、その一部の公開をする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（保有情報部分公開の理由）

- ・公開条例5条1号に該当

個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

なお、本件請求のうち、「建築基準法上の42条2項道路であった資料」、「建築基準法上の道路に該当しないことの決定通知」及び「別紙④建築計画概要書にある建築の許可を出している根拠資料」に係る部分に対しては、別途保有情報不存在決定が行われている。

3 審査請求

令和6年（2024年）5月2日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、非公開部分の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 公開条例5条1号に、非公開情報として「個人に関する情報」が規定されているが、事業を営む個人の当該事業に関する情報は公開しなければならない旨が定められている。
- 2 本件文書の非公開部分の2つ目は、明らかに一級建築士の氏名が伏せられていると思われるが、これは明らかに、建築業という事業を営む個人の当該建築業に関する情報としてか解し得ず、非公開情報には当たらない。
- 3 その余の非公開部分についても、前後の文脈から同一人物である一級建築士の氏名が記載されているとしか考えられず、非公開情報に当たらない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報部分公開決定通知書及び弁明書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書の非公開部分には、個人の氏名が記載されている。当該氏名が、法人代表者等の氏名であれば、法人等に関する情報として公開を行うところ、本件文書からは代表者等の氏名であるかどうかを判断することができない。
- 2 インターネット等による検索を試みたが、当該個人が所属する一級建築士事務所の存在を確認するに至らなかったことから、当該氏名は公開条例5条1号に該当するものと判断した。
- 3 以上のことから、実施機関は本件処分を行った。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、本件文書のうち、個人の氏名を公開条例5条1号に該当するものとして非公開とした決定について提起されたものである。
- 2 当審査会において本件文書を見分したところ、非公開部分には一級建築士である個人の氏名（以下「本件氏名」という。）が記載されていた。
- 3 公開条例5条1号は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものを原則として非公開とし、他方で当該個人に関する情報が法人その他の団体の役員又は事業を営む個人の当該事業に関する情報である場合には、例外的に公開を義務付けるものである。前述2のとおり、本件氏名は個人に関する情報に該当するため原則として非公開とすべきところ、さらに進んで例外的に公開が義務付けられる情報への該当性について検討するも、非公開部分が法人その他の団体の役員又は事業を営む個人の当該事業に関する情報と判断することまではできない。

4 また、建築士の氏名については、建築士法（昭和25年法律第202号）6条2項で建築士名簿は一般の閲覧に供しなければならない旨が規定されていることから公にされており、公開条例5条1号ただし書イの「法令若しくは条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当し、非公開情報には当たらないとも見える。しかしながら、同項は、名簿の閲覧は特定の個人が建築士として実存している事実を公表する趣旨の規定であり、特定の情報に紐づく建築士の氏名をすべて明らかにすることまでは予定していないと考えることが相当であり、本件氏名は、公開条例5条1号ただし書イに該当するとはいえない。

5 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年（2024年） 10月18日	諮問書の収受
令和6年（2024年） 12月11日	審査庁からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和7年（2025年） 2月5日	審査
令和7年（2025年） 3月6日	答申

情 個 審 答 申 第 8 3 号

令和7年（2025年）3月6日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年（2024年）10月22日付け総コ推第52－8号により諮問のあった保有情報不存在決定（令和6年（2024年）2月2日付け都調第1680号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は都市整備部開発調整課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和6年（2024年）1月24日に受け付けた保有情報公開請求書により、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「・私は別紙①の建築概要書の建築物を購入、居住中。枚方市が別紙②の○で囲んだ該当部分を道路としています。（別紙③参照）この道路は以前、建築基準法上の42条2項道路であったが、〇〇年に建築基準法上の道路に該当しない判定がなされている。建築基準法上の42条2項道路であった資料。建築基準法上の道路に該当しない決定をした、その根拠となる資料、決定通知を請求する。・現在、この道路は建築基準法上の道路に該当していない道路であるが、生活に必要な道路であり廃道になっていないにもかかわらず、この道路部分に別紙④建築計画概要書にある建築の許可を出している。根拠となっている資料を請求する。」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年（2024年）2月2日、実施機関は、本件請求のうち、「①建築基準法上の42条2項道路であった資料（以下「本件請求情報①」という。）、②建築基準法上の道路に該当しないことの決定通知（以下「本件請求情報②」という。）、③別紙④建築計画概要書にある建築の許可を出している根拠資料（以下「本件請求情報③」という。）」に対し、以下の理由に基づき保有情報不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（対象となる保有情報を保有していない理由）

①過去、建築基準法42条2項道路であった事実がないため。

②建築基準法上の道路に該当するか否かについては、枚方市の窓口に備え付けの地図やホームページ等で広く公表しているものであり、決定通知という行為は行っていないため。

③建築確認申請及び確認済証の交付は指定確認検査機関で行われており、枚方市に根拠資料は存在しないため。

なお、本件請求のうち、「建築基準法上の道路に該当しない決定をした、その根拠となる資料」に対しては、別途保有情報部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）が行われている。

3 審査請求

令和6年（2024年）5月7日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査

法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求に係る保有情報の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 建築計画概要書（確認年月日：〇〇年〇〇月〇〇日）の配置図によると、対象の建築物（以下「本件建築物」という。）の前面道路が4メートル以上となるようにセットバックして建築することを内容とする確認申請があり、枚方市に許可されている。許可を出しているということは、当該前面道路が建築基準法の42条2項に該当する道路（以下「42条2項道路」という。）として認めていることとなるため、許可の根拠が存在するはずである。
- 2 実施機関の職員に当該前面道路が42条2項道路であるという説明を受けている。また別の日には、〇〇年に当該前面道路が道路ではなくなったという説明も受けている。これらの説明をするためには根拠があるはずである。
- 3 本件請求のうち、「建築基準法上の道路に該当しない決定をした、その根拠となる資料」に係る部分について、3枚の文書の部分公開決定が行われているが、当時の建築確認に係る資料が当該文書のみであるということは疑問であり、当該文書以外にも当該確認申請を含めた資料が複数存在すると考えるのが妥当である。
- 4 以上のことから、不存在という決定を取り消し、本件請求に係る保有情報の公開を求める。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報不存在決定通知書及び弁明書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件建築物の前面に存する土地（以下「本件土地」という。）は、過去に42条2項道路であった事実はなく、〇〇年に建築基準法上の道路に該当しないことを確認したのみであることから、本件請求情報①は存在しない。
- 2 審査請求人は、建築計画概要書（確認年月日：〇〇年〇〇月〇〇日）を添付し行われた建築基準法に基づく建築確認申請を受理したことをもって、枚方市が本件土地を42条2項道路であることを認めたこととなる旨を主張するが、建築確認申請は書類審査により確認を行っているに過ぎず、建築基準法に基づく確認済証が交付されていたとしても本件土地が42条2項道路と認めたことにはならない。
- 3 なお、建築確認申請に係る文書の保存期間は5年としており、〇〇年当時の建築確認申

請に係る文書は既に廃棄している。また、本件部分公開決定に係る文書（以下「本件部分公開文書」という。）以外には、本件土地の建築基準法上の道路の該当性に係る文書は保有していない。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、「建築基準法上の42条2項道路であった資料（本件請求情報①）、建築基準法上の道路に該当しないことの決定通知（本件請求情報②）、別紙④建築計画概要書にある建築の許可を出している根拠資料（本件請求情報③）」の不存在決定について提起されたものである。
- 2 一般的に、枚方市情報公開条例に基づく公開請求に対して、保有情報の不存在決定がなされる場合としては、①当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得又は作成のいずれもしていない場合、②当該公開請求の対象とされた保有情報を実施機関が取得し、又は作成したが、当該保有情報の保存期間の満了により廃棄された場合、③当該公開請求の対象とされた保有情報が、実施機関が取得し、又は作成したものに当たらない場合が考えられる。

この点、実施機関は、本件処分の理由として、本件請求の対象とされた保有情報の全てについて上記①の「作成していない」旨を主張しており、当審査会では、実施機関の事務処理において、本件請求に係る文書が作成されるものであるか、さらには、実施機関の当該主張に合理性及び妥当性があるかを検討する。

3 本件請求情報①について

- (1) 実施機関の説明によると、本件土地の42条2項道路の該当性の判断は、〇〇年に初めて行い、当時、42条2項道路に該当しないことが実施機関により確認されたとのことである。
- (2) 審査請求人は、〇〇年に作成された本件請求に係る請求書に添付された別紙①建築計画概要書から判断すると、当時、本件建築物に係る建築基準法に基づく建築確認申請がその建築主から実施機関になされ、実施機関が同法に基づく確認をしていることから、本件土地が42条2項道路に該当する根拠となる資料が存在するはずであり、本件部分公開文書の内容から〇〇年に初めて本件土地の42条2項道路への該当性の判断がなされたとする実施機関の説明は誤りであると主張する。
- (3) この点、建築基準法に基づく建築確認手続における建築主事の審査は、建築確認申請に係る計画が法令等の規定に適合するかどうかを申請書に基づき形式的に審査すれば足りると一般的に解されており、実施機関も同じ解釈によって審査していると主張している。そうすると、〇〇年に本件建築物に係る建築確認申請に対して建築基準法に基づく確認済証が交付されたとしても、本件土地について42条2項道路の該当性の判

断が実施機関において行われたことにはならないことから、本件請求情報①に該当する文書は作成していないとする実施機関の主張に不自然な点はなく、他に本件請求情報①の存在を推認させる事情も認められない。

4 本件請求情報②について

- (1) 実施機関は、建築基準法上の道路に該当するか否かは、実施機関の窓口に備え付けの地図やホームページ等で広く公表しており、決定の通知は行っていない旨を主張する。
- (2) この点、建築基準法42条2項の規定による指定は、申請に基づく行政処分ではなく、名宛人に対してされるような行為に該当しないことからすると、本件請求情報②が作成されていないことに、特段、不合理な点があるとは認められない。

5 本件請求情報③について

実施機関の説明によると、本件請求に係る請求書に添付された別紙④建築計画概要書に係る建築確認申請に対する確認済証の交付は、建築基準法に基づき国土交通大臣又は大阪府知事が指定する指定確認検査機関で行われたとのことであり、実施機関が本件請求情報③に該当する文書を作成していないとする実施機関の主張には、特段、不合理な点があるとは認められない。

6 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年（2024年） 10月18日	諮問書の収受
令和6年（2024年） 12月11日	審査庁からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、 審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査 請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会か ら実施機関への質疑応答、審査
令和7年（2025年） 2月5日	審査
令和7年（2025年） 3月6日	答申

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 令和6年度(2024年度)

令和7年(2025年)10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

Eメール complan@city.hirakata.osaka.jp

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>